第２期草津町
子ども・子育て支援事業計画

令和２年度～令和６年度

令和２年３月

草　津　町

はじめに

近年、わが国では急速な少子化が進行するとともに、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。

草津町においては、平成 15 年 7 月に成立した次世代育成対策推進法に基づき、平成 17 年度から平成 21 年度までを前期、平成 22 年度から平成 26 年度までを後期とした「草津町次世代育成支援行動計画」をそれぞれ策定し、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つよう地域全体で子育て家庭を支援するための事業に取り組んできました。さらに、平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育て支援法に基づき、平成 27 年度から令和元年度までを計画期間とする「草津町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

このたび、これまでの取り組みを更に充実させながら、草津町の実情や地域性に即した効率的かつ効果的な施策を実施していくため、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする「第 2 期草津町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

計画の推進につきましては、町民の皆様とともに力を合わせて取り組んでまいりますので、より一層のご協力をお願いいたします。

終わりに、この支援事業計画の策定にあたり、子ども・子育てに関するアンケート調査にご協力をいただいた保護者の皆様、貴重なご意見をいただいた草津町子ども・子育て会議の皆様、並びに、ご協力をいただきました関係者の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和２年３月

草津町長　黒　岩　信　忠

～ 目 次 ～

序章　計画の基本的な考え方 1
　１　計画策定の趣旨と背景 1
　２　踏まえるべき国の動向 1
　　（１）子育て安心プラン等を踏まえた動き 1
　　（２）幼児教育・保育の無償化 2
　　（３）放課後児童クラブの受け入れ拡大 2
　３　計画の法的根拠と位置づけ 2
　４　計画の期間 2
第１章　子ども・子育てを取り巻く現状 3
　１　統計からみる草津町の現状 3
　　（１）人口の状況 3
　　（２）年少人口の推移と推計 5
　　（３）女性の就労状況 5
　２　子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査結果の概要 6
　　（１）調査の目的 6
　　（２）調査概要 6
　　（３）結果概要 7
　３　計画の進捗状況 16
　　（１）認定者数 16
　　（２）子育て支援サービス 17
第２章　基本理念 18
　１　計画の基本理念 18
　２　計画の体系 19
第３章　子ども・子育て支援の推進 20
　１　教育・保育提供区域の設定に関する事項 20
　２　各年度における教育・保育の量の見込み 20
　　（１）各年度における教育・保育の量の見込み 20
　　（２）量の見込みの算定にあたっての考え方 21
　　（３）教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 22
　３　地域子ども・子育て支援事業 23
　　（１）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 23
　　（２）実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 23
　４　認定こども園の普及、地域の子育て支援の推進方策 25
　　（１）子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項 25

（２）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 25
第４章　子ども・子育ての基本施策 26
基本目標１　地域における子育ての支援 27
（１）子育て支援サービス等の充実及び推進 28
（２）保育サービスの充実 30
（３）子育て支援のネットワークづくり 31
（４）児童の健全育成 33
基本目標２　母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 35
（１）子どもや母親の健康の確保 36
（２）「食育」の推進 41
（３）思春期保健対策の充実 42
（４）小児医療の充実 44
基本目標３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 45
（１）次代の親の育成 46
（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 47
（３）家庭や地域の教育力の向上 48
（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進 49
基本目標４　子育てを支援する生活環境の整備 50
（１）居住環境の整備 51
（２）安全な道路交通環境の整備 52
（３）安全・安心まちづくりの推進 53
基本目標５　ワークライフバランスの推進 55
（１）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し 56
（２）仕事と子育ての両立の推進 57
基本目標６　子ども等の安全の確保 59
（１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進 60
（２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 61
（３）被害に遭った子どもの保護の推進 62
基本目標７　要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進 63
（１）児童虐待防止対策の充実 64
（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進 66
（３）障がい児施策の充実 67
第５章　計画の推進体制 69
資　料　編 70
１　草津町子ども・子育て会議設置要綱 70
２　計画策定の経緯 71
３　草津町子ども・子育て会議　委員名簿 71

序章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の趣旨と背景

近年、わが国では世界に類を見ない急速な少子化高齢化が進行し、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等の社会的課題が顕在化しています。また、核家族化や地域における人間関係の希薄化等により、家庭や地域における子育て力の低下が懸念されています。

こうした社会状況の中、国では平成 24 年に成立した子ども・子育て関連３法に基づき、平成 27 年度から幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が施行されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大や確保、教育・保育の質的な改善、地域の子ども・子育て支援の充実等を総合的に推進していくことが必要となっています。

また、平成 28 年には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられました。

さらに、令和元年５月には「改正子ども・子育て支援法」が成立し、同年 10 月より幼児教育・保育の無償化が開始され、幼児教育の負担軽減が図られています。

本町では、こうした流れをふまえて、平成 27 年度から令和元年度までを計画期間とする「草津町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

この度、令和元年度で「草津町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となるため、近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりを促進することを目的に、「第２期草津町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

２　踏まえるべき国の動向

（１）子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成 29 年に策定され、女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を令和２年度末までに実施することとされました。また、平成 30 年には子育て安心プラン等による待機児童の解消に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われました。

（２）幼児教育・保育の無償化

平成 29 年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針 2017（骨太の方針 2017）」において、幼児教育・保育の無償化の実施が提言されました。その後、平成 30 年の内閣府「子ども・子育て会議」において、幼児教育・保育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要が示され、令和元年５月に子ども・子育て支援法が改正、令和元年 10 月から教育・保育施設の利用料が一部無償化となりました。

（３）放課後児童クラブの受け入れ拡大

近年の女性就業率の増加等により、共働き家庭の児童数はさらに増える見通しで、放課後児童クラブについては、更なる受け皿の拡大が求められています。また、平成 30 年に文部科学省より示されている「新・放課後子ども総合プラン」において、放課後児童クラブの待機児童の解消及び小１の壁を打破するための各方策について、子ども・子育て支援事業計画に盛り込むこととされています。

３　計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は次世代育成支援対策推進法に定める「行動計画策定指針」に示される基本理念及び基本的事項等を踏まえた計画とします。また、本計画は「母子保健計画」「新・放課後子ども総合プラン」及び「子どもの貧困対策」「児童虐待防止対策」を包含するものとします。

本計画の施策推進にあたっては、本町の関連分野における各計画との整合を図るものとします。

４　計画の期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５か年とします。

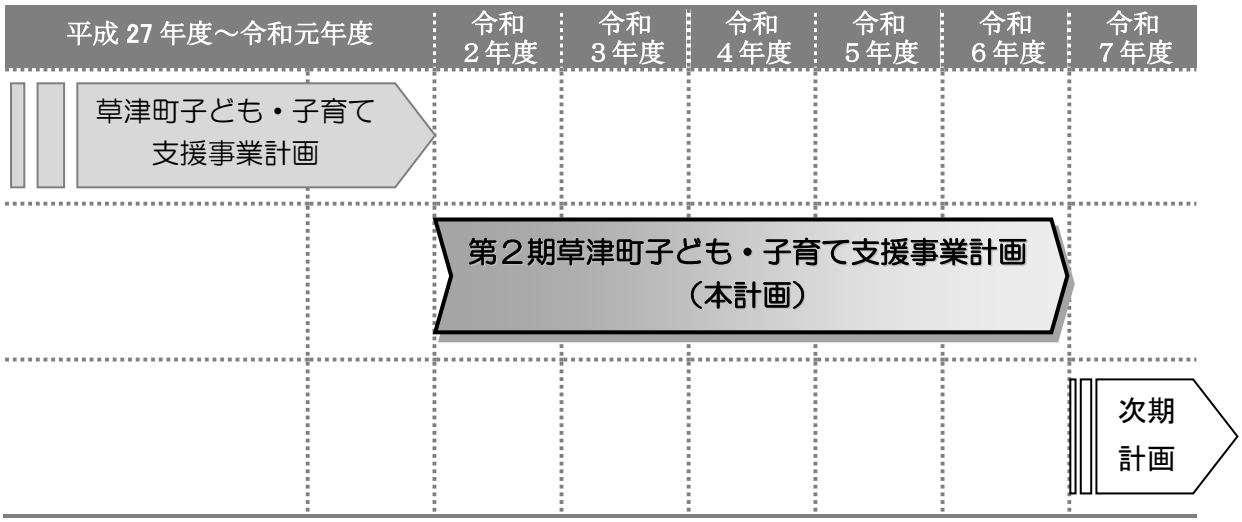

第１章　子ども・子育てを取り巻く現状

１　統計からみる草津町の現状

（１）人口の状況

本町の近年の人口は、減少の傾向が続いています。

年齢３区分別人口をみると、年少人口（０～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）が減少している一方で、高齢者人口（65 歳以上）は増加が続いています。

年齢３区分別人口の割合をみても、高齢者人口割合が増加傾向にあり、年少人口、生産年齢人口の割合が減少傾向にあることがわかります。また、年少人口の割合は１割未満となっています。

■年齢３区分別人口の推移

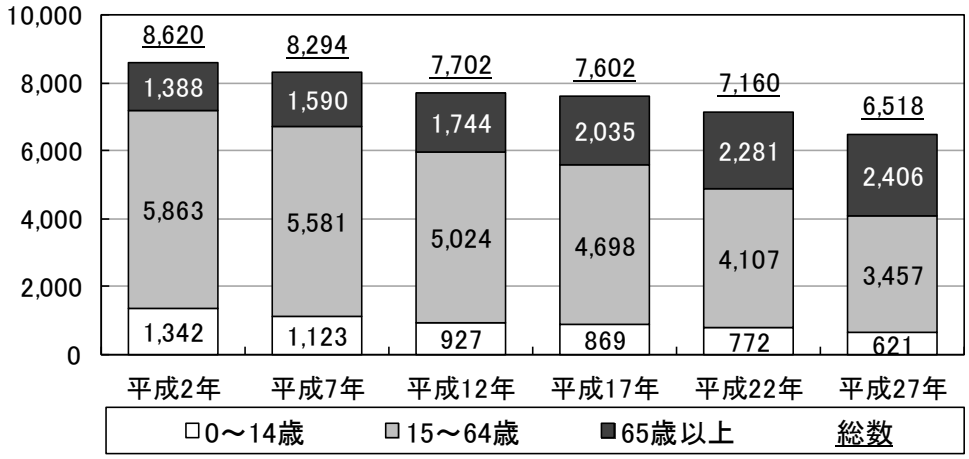

資料：国勢調査

■年齢３区分別人口割合の推移

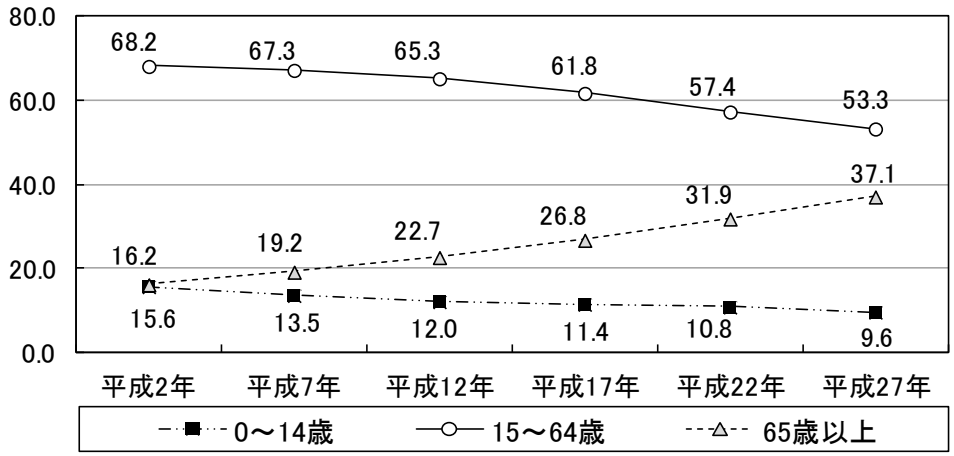

資料：国勢調査

高齢者人口割合は年々増加しています。また、国や県の高齢者人口割合と比較しても、高い割合で推移しています。

■高齢者別人口割合の国、県比較

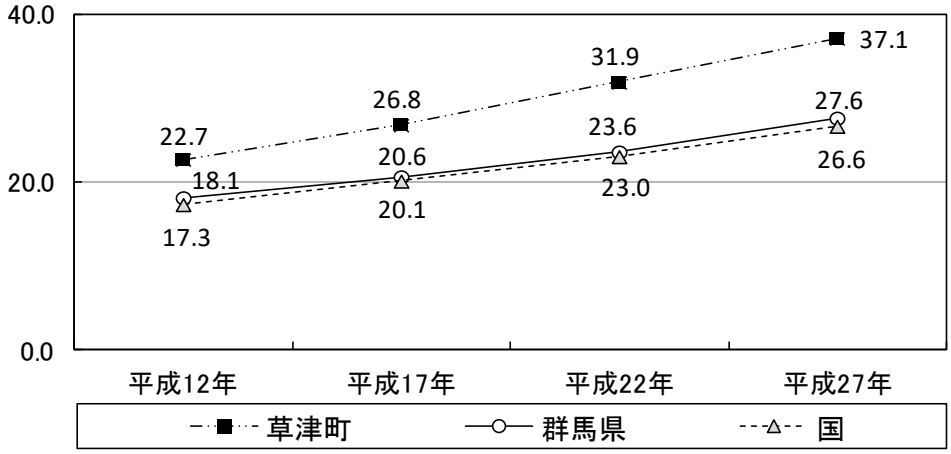

資料：国勢調査

人口ピラミッドをみると、高齢者が多く、若年世代が少なくなっていることから、今後大幅な人口の自然増は考えにくい状況となっています。

■人口ピラミッド

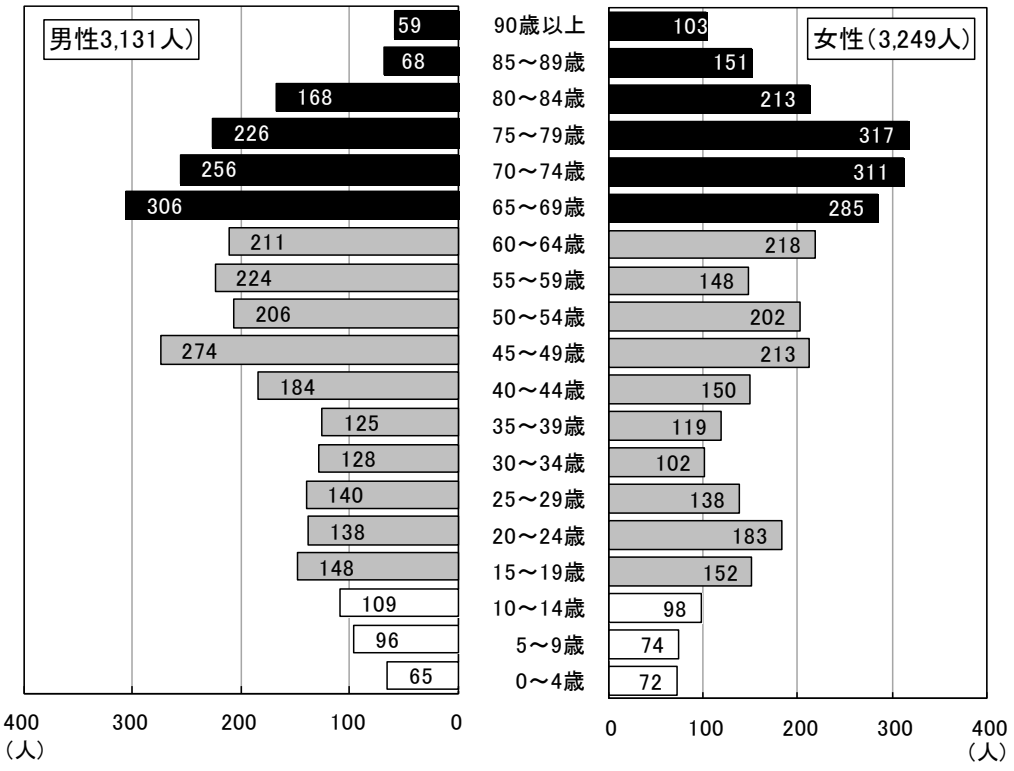

資料：住民基本台帳（令和元年）

（2）年少人口の推移と推計

年少人口の推移をみると、近年は減少傾向が続いています。また、令和２年からの推計値をみても、減少の傾向が続く見込みとなっています。

■年少人口の推移

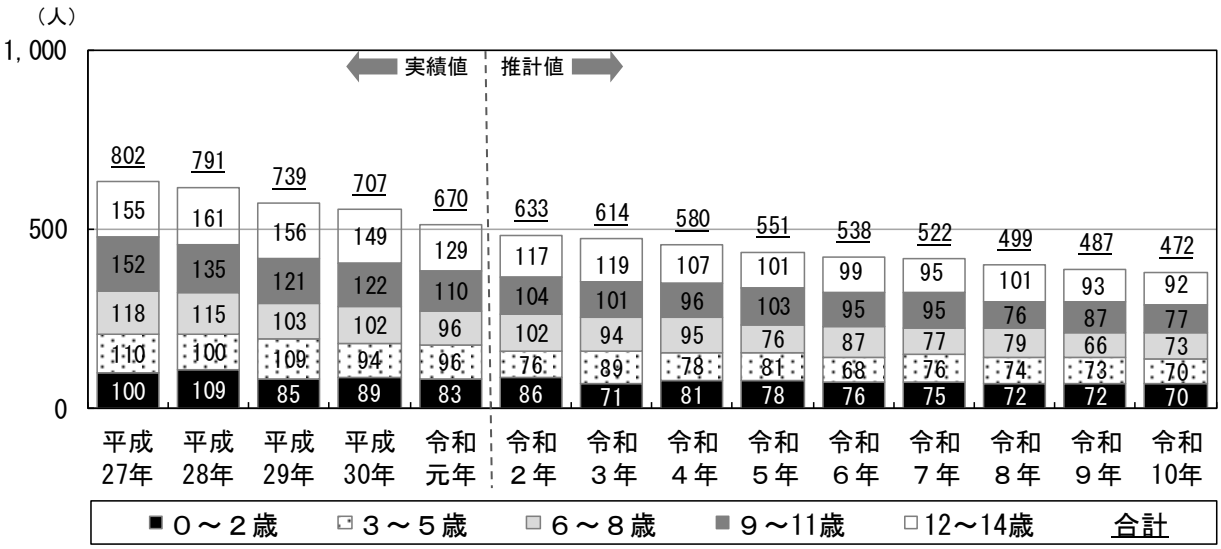

資料：平成 27 年～令和元年実績…住民基本台帳・外国人登録台帳（各年 10 月１日）
令和２年以降はコーホート変化率法による推計値

（3）女性の就労状況

本町の年齢階級別労働力率をみると、結婚や出産を機にいったん仕事を辞め、子育てが落ち着いた頃に再び就労することが考えられるM字曲線の谷間は年々浅くなっており、国や県と比較しても女性の労働力率が高くなっていることがわかります。

■女性の年齢階級別労働力率の推移

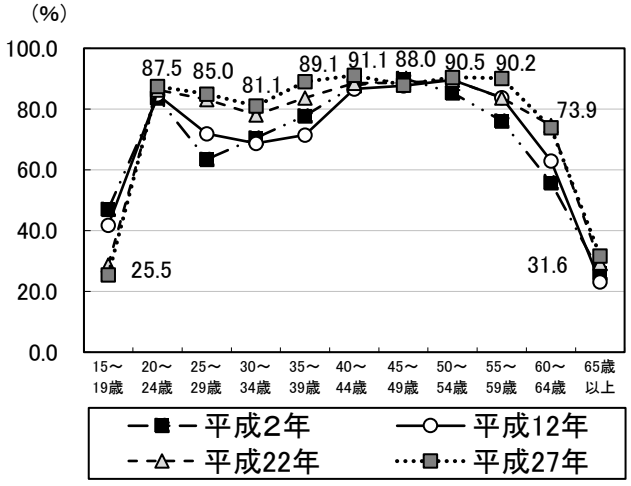

資料：国勢調査

■女性の年齢階級別労働力率の国・県比較

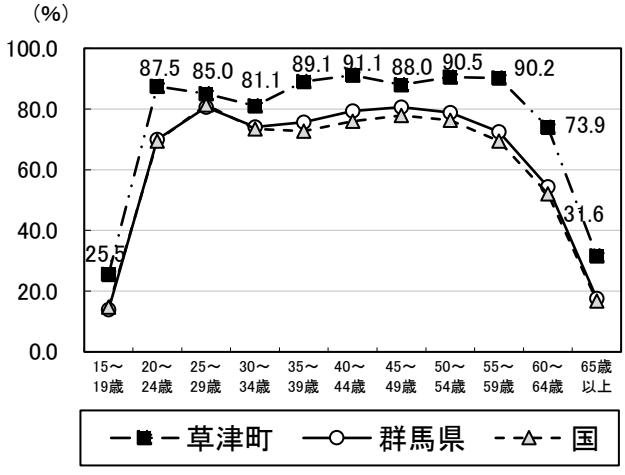

資料：国勢調査

２　子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査結果の概要

（１）調査の目的

本調査は、令和元年度に実施する「子ども・子育て支援事業計画」の見直しに関する基礎資料として、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、今後の要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

（２）調査概要

調査地域：草津町全域

調査対象：草津町内在住の就学前児童の保護者
草津町内在住の小学生の保護者

調査期間：令和元年 10 月 18 日～令和元年 11 月 1 日

調査方法：就学前・未就園児童 ＝ 郵送による配布・回収
就学前・在園児童 ＝ こども園から直接配布・回収
小学生 ＝ 小学校から生徒経由で配布・回収

■調査結果

調　査　票	調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童	188	169	90.0%
小　学　生	207	189	91.3%

（3）結果概要

①子育てを主に行っている方〈単数回答〉

就学前では、「父母ともに」が 61.5%と最も高く、次いで「主に母親」が 36.1%となっています。

小学生では、「父母ともに」が 67.7%と最も高く、次いで「主に母親」が 28.0%となっています。

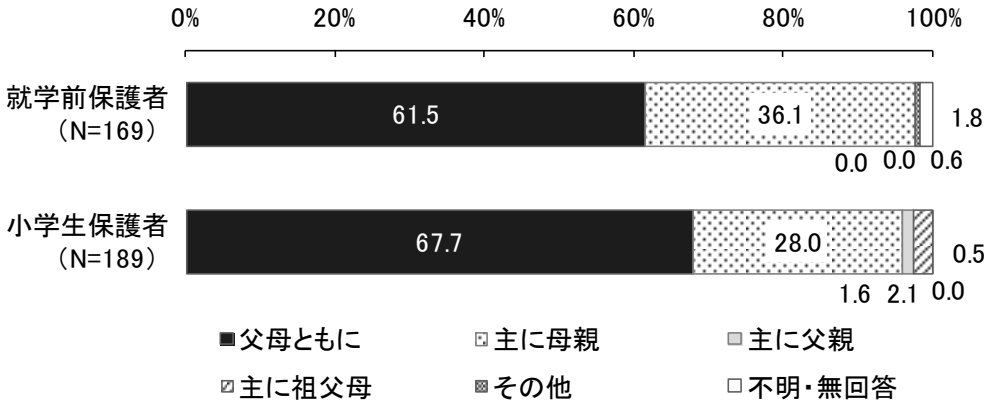

②子育てに日常的に関わっている方・施設〈複数回答〉

「母親」が 84.6%と最も高く、次いで「認定こども園」が 76.9%となっています。

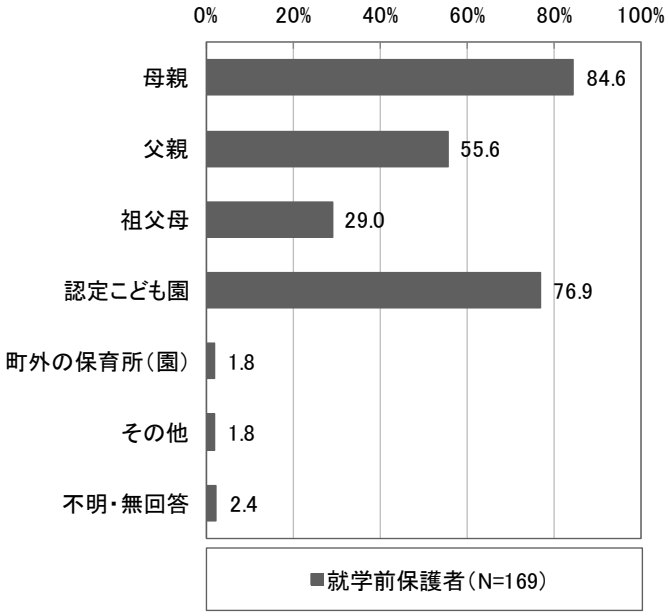

③日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉

就学前では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 49.1%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 44.4%となっています。

小学生では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 54.5%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 40.2%となっています。

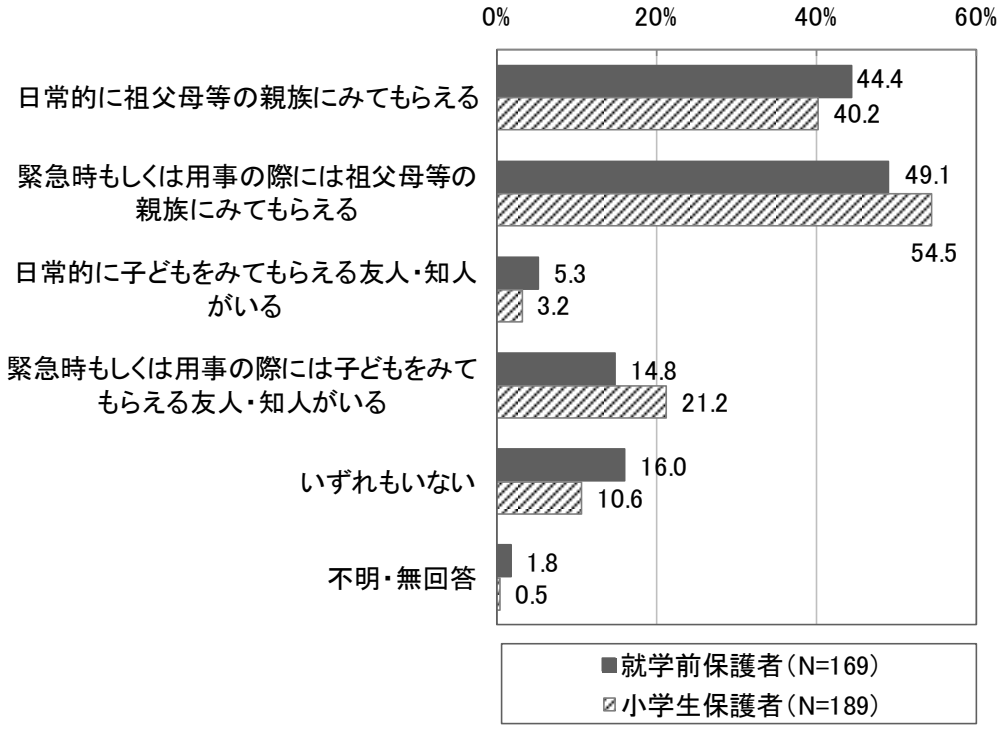

④子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる相手の有無〈単数回答〉

就学前では、「いる／ある」が 91.1%、「いない／ない」が 3.0%となっています。

小学生では、「いる／ある」が 91.0%、「いない／ない」が 5.3%となっています。

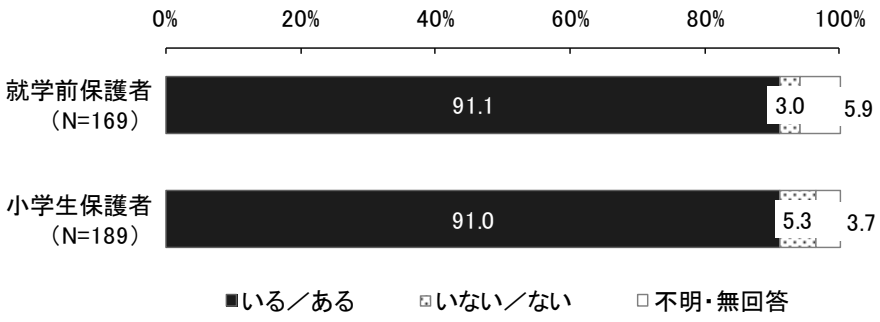

⑤保護者の就労状況（自営業、家族従事者含む）〈単数回答〉

母親については、就学前では、「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中ではない」と「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」を合わせた『フルタイム』が 46.2%、小学生では、『フルタイム』が 61.9%となっています。

父親については、就学前では、『フルタイム』が 88.8%、小学生では、『フルタイム』が 87.8%となっています。

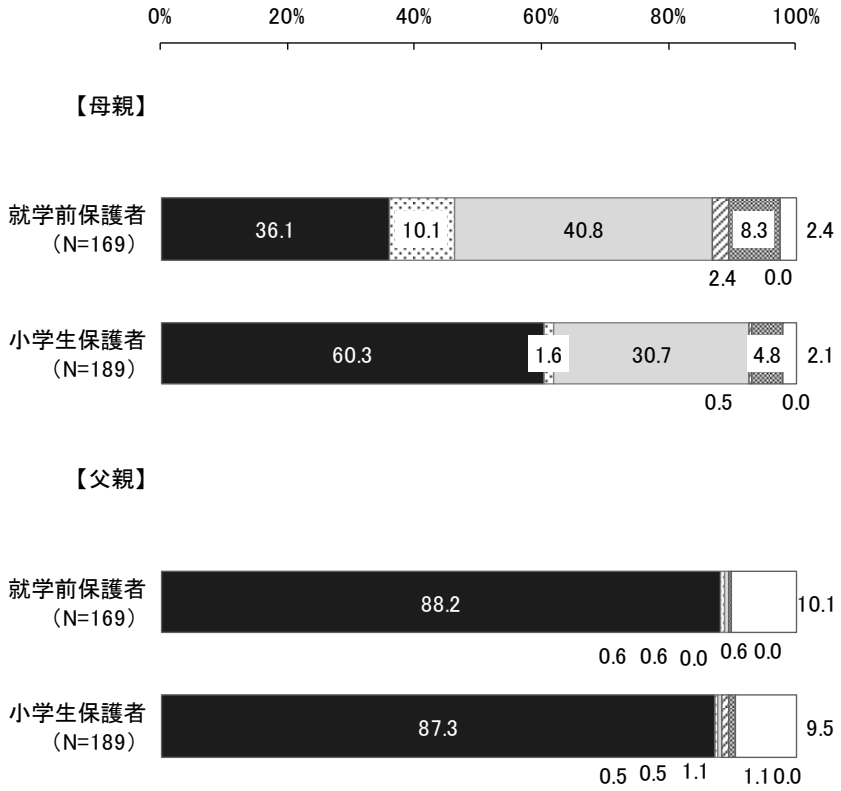

■フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
⊡フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
□パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
▨パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
▩以前は就労していたが、現在は就労していない

▨これまで就労したことがない

□不明・無回答

⑥現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用しているか〈単数回答〉

「利用している」が 82.8%、「利用していない」が 16.0%となっています。

⑦地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思うか。〈単数回答〉

「利用していないが、今後利用したい」が 65.7%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が 15.4%となっています。

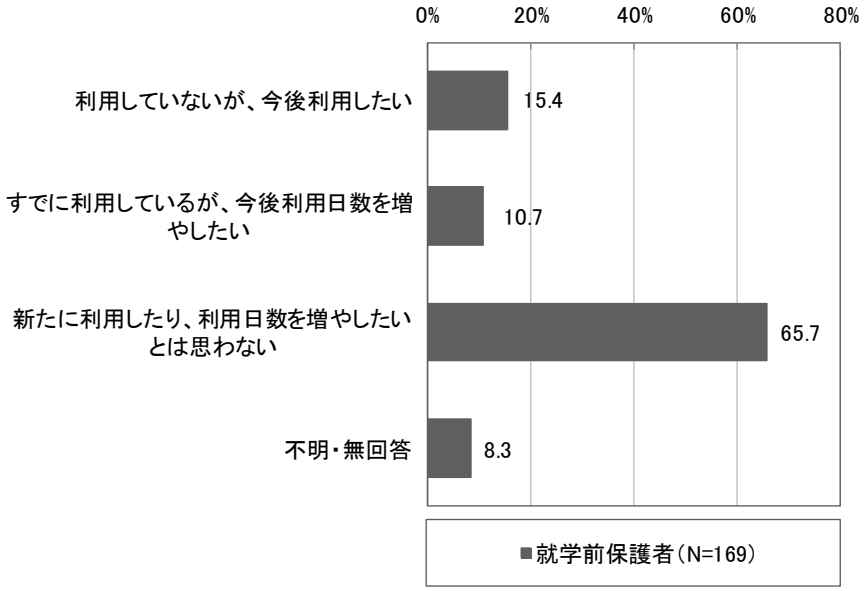

⑧事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うもの

〈単数回答〉

「知っているか」については、『①母親（父親）学級、両親学級、育児学級』が 75.7%、『②保健センターの情報・相談事業）』が 70.4%と７割以上を占めています。また一方で、『⑤ベルツこども園の園庭等の開放』が 12.4%と低くなっています。

「これまでに利用したことがあるか」については、『①母親（父親）学級、両親学級、育児学級』が 60.4%、『②保健センターの情報・相談事業）』が 51.5%と５割以上を占めています。一方で、『④教育相談センター・教育相談室』が 8.3%、『⑥子育ての総合相談窓口』が 6.5%、『⑤ベルツこども園の園庭等の開放』が 5.9%、と低くなっています。

「今後利用したいか」については、『⑤ベルツこども園の園庭等の開放』が 52.7%、『②保健センターの情報・相談事業』が 46.2%、『⑦自治体発行の子育て支援情報誌』が 43.8%、『⑥子育ての総合相談窓口』が 43.2%と高くなっています。

■Ａ　知っているか

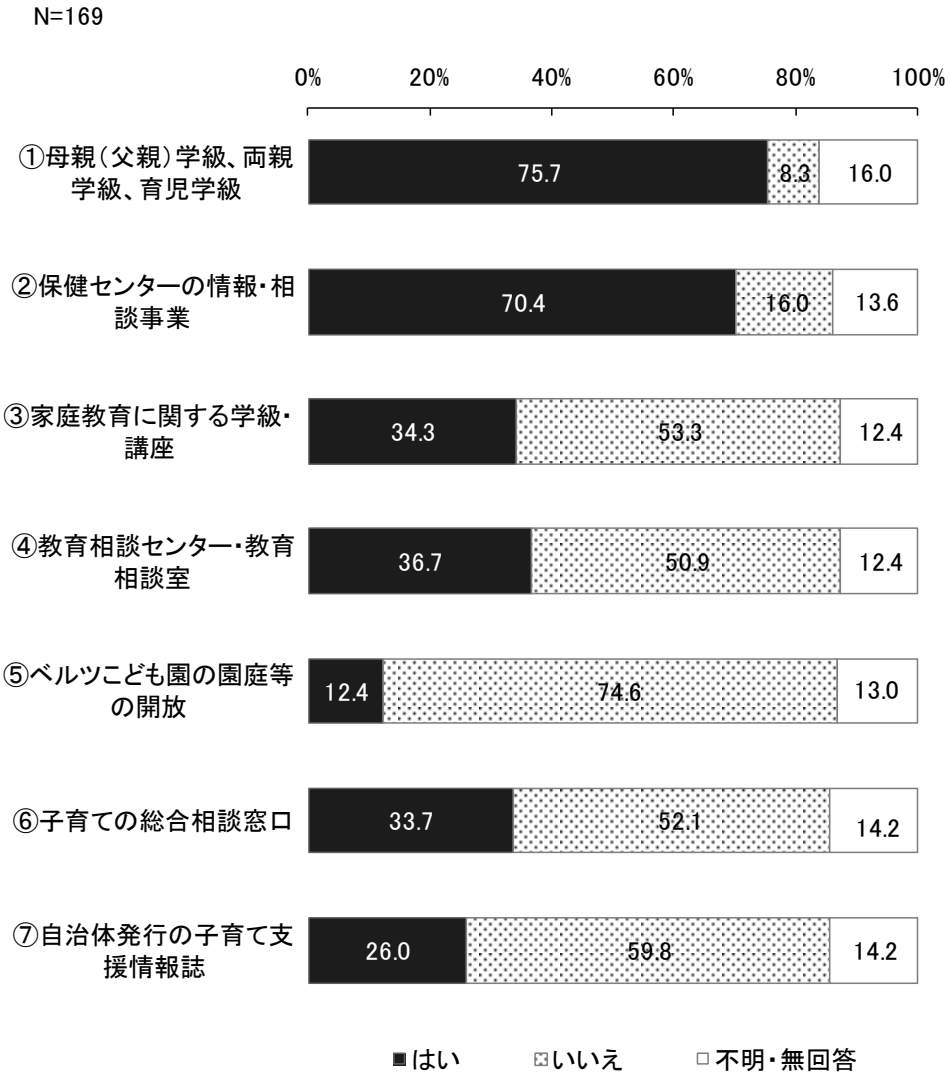

■Ｂ　これまでに利用したことがあるか

N=169

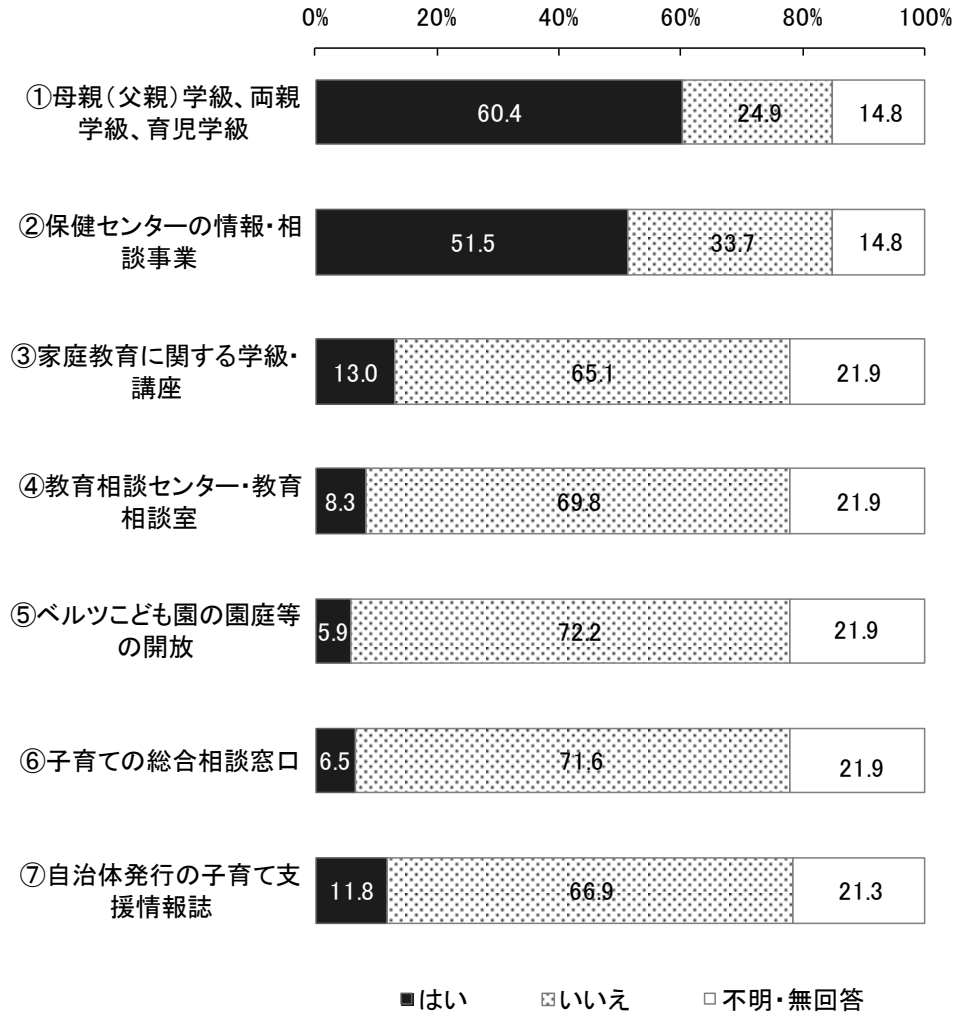

■Ｃ　今後利用したいか

N=169

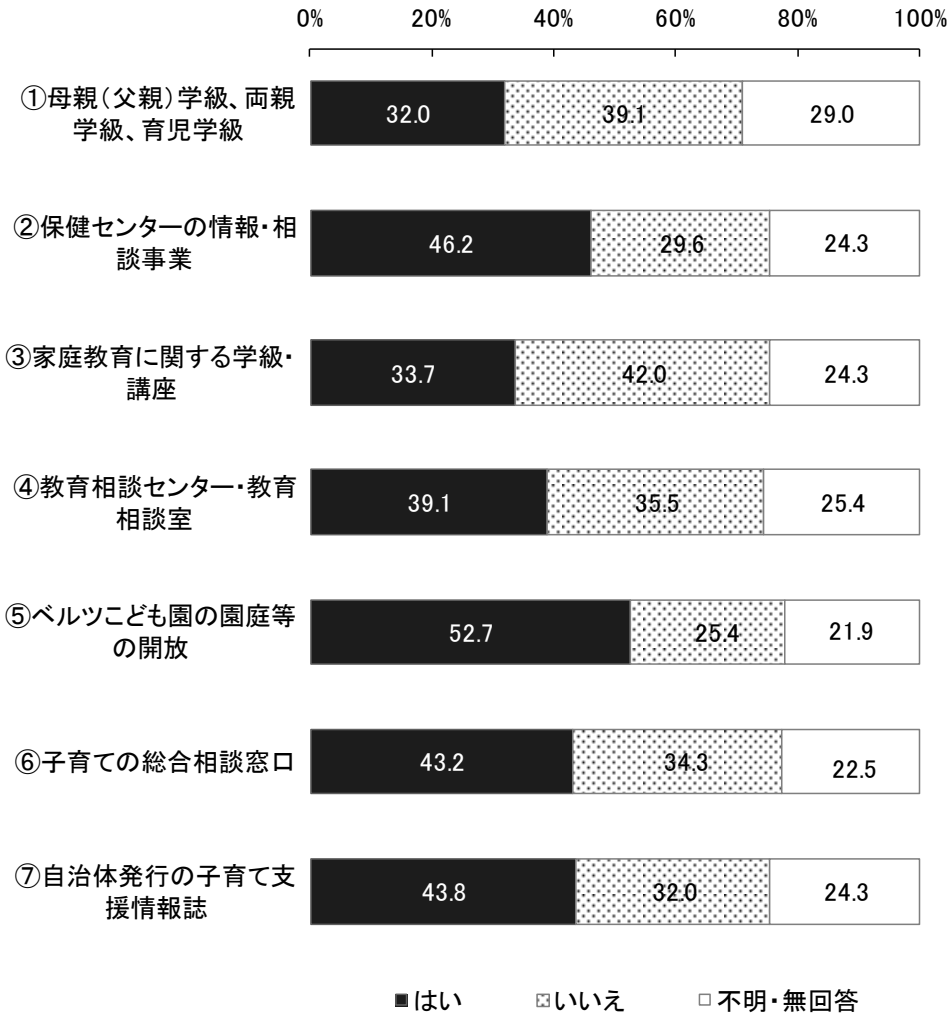

⑨土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はあるか（一時的な利用は除く）〈単数回答〉

利用希望について、「利用する必要はない」が 34.9%と最も高く、次いで「月に１～２回は利用したい」が 30.2%となっています。

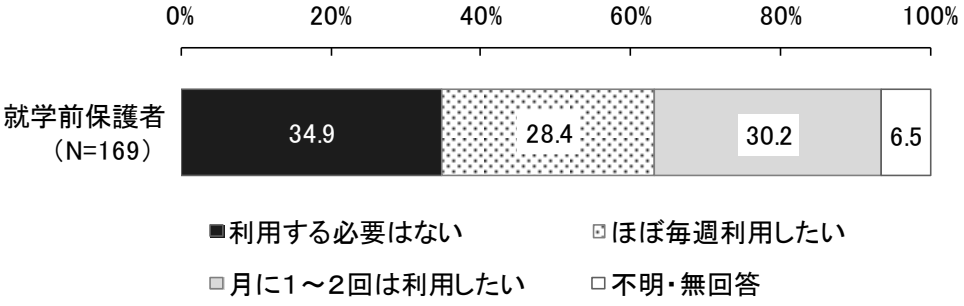

⑩土曜日と日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望〈単数回答〉

■土曜日

土曜日の利用希望について、就学前では、「利用する必要はない」が 43.5%と最も高く、次いで「低学年（１～３年生）の間は利用したい」「高学年（４～６年生）になっても利用したい」がともに 26.1%となっています。小学生では、「利用する必要はない」が 62.4%と最も高く、次いで「高学年（４～６年生）になっても利用したい」が 23.3%となっています。

※就学前は５歳児（年長）のみ

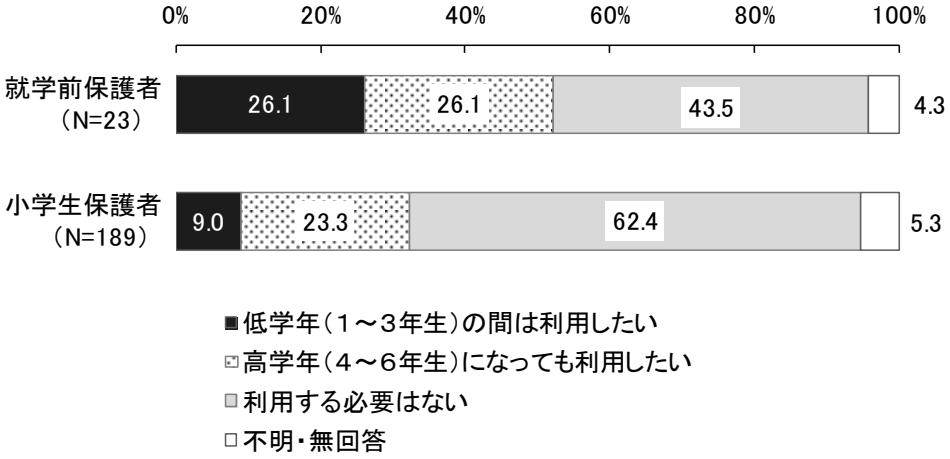

■日曜日・祝日

日曜日・祝日の利用希望について、就学前では、「低学年（１～３年生）の間は利用したい」が 47.4%と最も高く、次いで「高学年（４～６年生）になっても利用したい」が 23.7%となっています。小学生では、「利用する必要はない」が 46.6%と最も高く、次いで「高学年（４～６年生）になっても利用したい」が 34.4%となっています。

※就学前は５歳児（年長）のみ

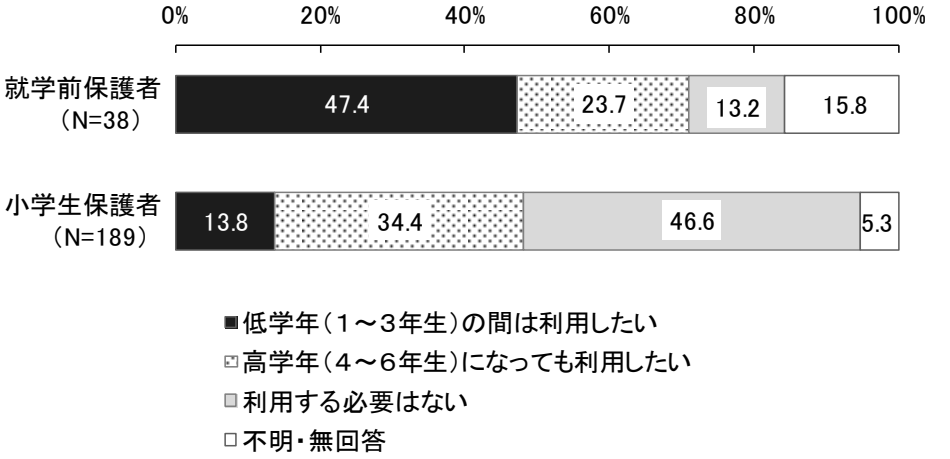

⑪夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望〈単数回答〉

長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望について、就学前では、「低学年（１～３年生）の間は利用したい」が 47.4%と最も高く、次いで「高学年（４～６年生）になっても利用したい」が 23.7%となっています。小学生では、「利用する必要はない」が 46.6%と最も高く、次いで「高学年（４～６年生）になっても利用したい」が 34.4%となっています。

※就学前は５歳児（年長）のみ

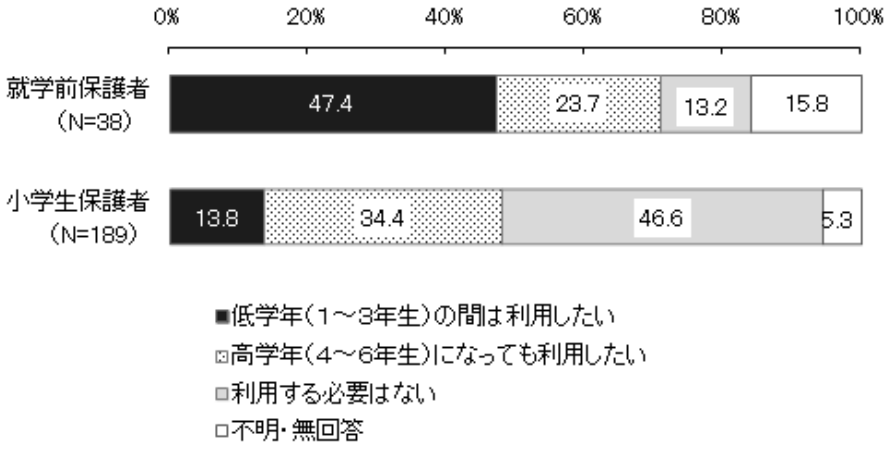

⑫子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉

母親では、「働いていなかった」が 37.3%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が 33.7%となっています。

父親では、「取得していない」が 85.8%と大半を占めています。

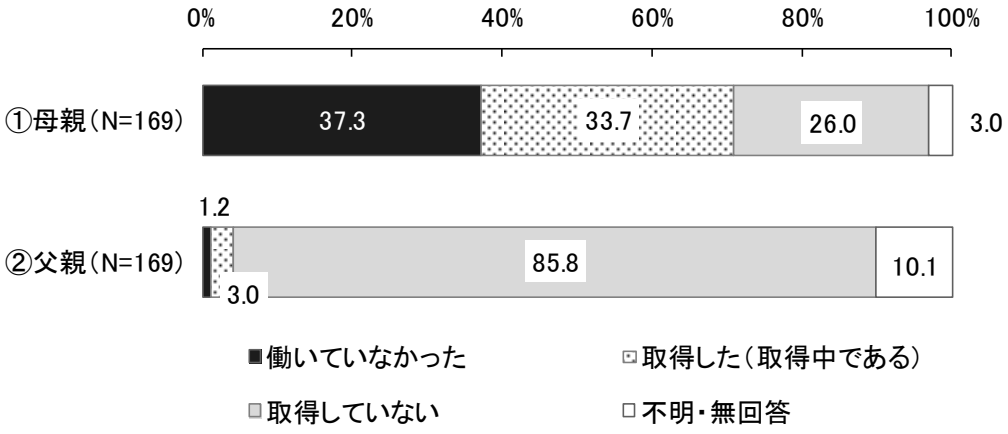

３　計画の進捗状況

（１）認定者数

認定者数について計画値と比べると、１号認定者数では、平成 30 年のみ計画値より実績値が少なく、それ以外の年度では計画値より実績値のほうが多くなっています。２号認定者数では、実績値より計画値のほうが多くなっています。３号認定者数では、実績値は年度によって増減があり、令和元年では計画値より実績値が高くなっています。

■１号認定者数

	単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
計　画　値	人	16	17	16	16	16
実　　績	人	39	27	20	12	20

■２号認定者数

	単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
計　画　値	人	108	114	108	108	108
実　　績	人	70	72	86	80	73

■３号認定者数

		単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
計画値	０歳	人	0	0	0	0	0
	１・２歳		34	34	34	34	34
実　績	０歳	人	0	0	0	0	0
	１歳		10	5	11	12	17
	２歳		16	29	14	19	22

（2）子育て支援サービス

子育て支援サービスについて、放課後児童健全育成事業では、平成 30 年から計画値より実績値が高くなっています。また平成 29 年度からは新規に高学年を対象に実施しています。妊婦健診では、平成 27 年から平成 29 年までは実績値が高くなっていますが、平成 30 年からは実績値が減少してます。

■放課後児童健全育成事業

利　用　者　数		単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
計画値	低　学　年（1～3年生）	人	60	60	60	60	60
	高　学　年（4～6年生）		0	0	10	10	10
実　績	1年生	人	11	7	22	23	23
	2年生		22	10	6	24	24
	3年生		23	20	8	24	24
	4年生		－	－	14	5	7
	5年生		－	－	－	－	－
	6年生		－	－	－	－	－

■地域子育て支援拠点事業（子育てひろばすくすく）

利 用 回 数	単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
計　画　値	人回/年	2,016	1,956	1,944	1,908	1,848
実　績	人回/年	2,875	2,753	2,375	2,199	2,151

■一時預かり事業

利　用　者　数		単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
計画値	幼稚園在園児	人日	25	26	25	25	25
実　績	幼稚園在園児	人日	60	41	31	18	31
	幼稚園在園児以外		－	－	－	－	－

■乳児家庭全戸訪問事業

訪問数（実人数）	単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
計　画　値	人	36	35	35	34	33
実　績	人	28	20	30	23	25

■妊婦健診

受診者数（実人数）	単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
計　画　値	人	35	35	34	33	33
実　績	人	49	45	56	27	13

■養育支援訪問事業

訪問数（実人数）	単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
計　画　値	人	12	12	12	12	12
実　績	人	9	9	8	1	10

第２章　基本理念

１　計画の基本理念

平成 24 年 8 月に制定された「子ども・子育て関連３法」では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することが示されています。また、国の基本指針においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す旨がうたわれています。

また、子どもは地域の宝です。近年の激しい社会状況の変動にともない、子育て環境も変化するなかで、地域全体で子どもと保護者を支援していくことが必要となっています。

第２期計画となる本計画では、前期計画における視点を継承し、基本理念を「次代の“くさつ”を地域で育む親子の笑顔あふれるまちづくり」と定めます。

■本計画の基本理念

次代の“くさつ”を地域で育む
親子の笑顔あふれるまちづくり

２　計画の体系

【基本理念】

次代の“くさつ”を地域で育む　親子の笑顔あふれるまちづくり

子ども・子育て支援の推進（各論　第３章）

１　教育・保育提供区域の設定

２　教育・保育の量の見込み

３　地域子ども・子育て支援事業

４　認定こども園の普及、地域の子育て支援の推進方策

子ども・子育ての基本施策（各論　第４章）

【基本目標】	【基本施策】
１　地域における子育ての支援	（１）子育て支援サービス等の充実及び推進 （２）保育サービスの充実 （３）子育て支援のネットワークづくり （４）児童の健全育成
２　母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	（１）子どもや母親の健康の確保 （２）「食育」の推進 （３）思春期保健対策の充実 （４）小児医療の充実
３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	（１）次代の親の育成 （２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 （３）家庭や地域の教育力の向上 （４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進
４　子育てを支援する生活環境の整備	（１）居住環境の整備 （２）安全な道路交通環境の整備 （３）安全・安心まちづくりの推進
５　ワークライフバランスの推進	（１）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し （２）仕事と子育ての両立の推進
６　子ども等の安全の確保	（１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進 （２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 （３）被害に遭った子どもの保護の推進
７　要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	（１）児童虐待防止対策の充実 （２）母子家庭等の自立支援の推進 （３）障がい児施策の充実

第３章　子ども・子育て支援の推進

１　教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域に関しては、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設整備状況などの条件を総合的に勘案して設定することとされています。本町においては、町域や通勤圏、施設の状況、提供区域内での需給調整などを勘案し、町全体を１区域として設定します。

２　教育・保育の量の見込み

（１）各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における教育・保育の量の見込みは、本町に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえて作成します。具体的には、利用状況及び利用希望を踏まえ、参酌標準を参考として、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めるものとします。

■認定区分と提供施設

認定区分	認定条件	提供施設
１号	３～５歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
２号	３～５歳、保育の必要性あり（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものも含む：教育ニーズ）	保育所、認定こども園
３号	０～２歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

（2）量の見込みの算定にあたっての考え方

令和元年度に実施したアンケート調査をもとに、現在の利用者の状況や潜在的な利用希望を把握した上で、今後の人口の動向や事業利用実績、供給体制などを踏まえ、量の見込みを設定します。

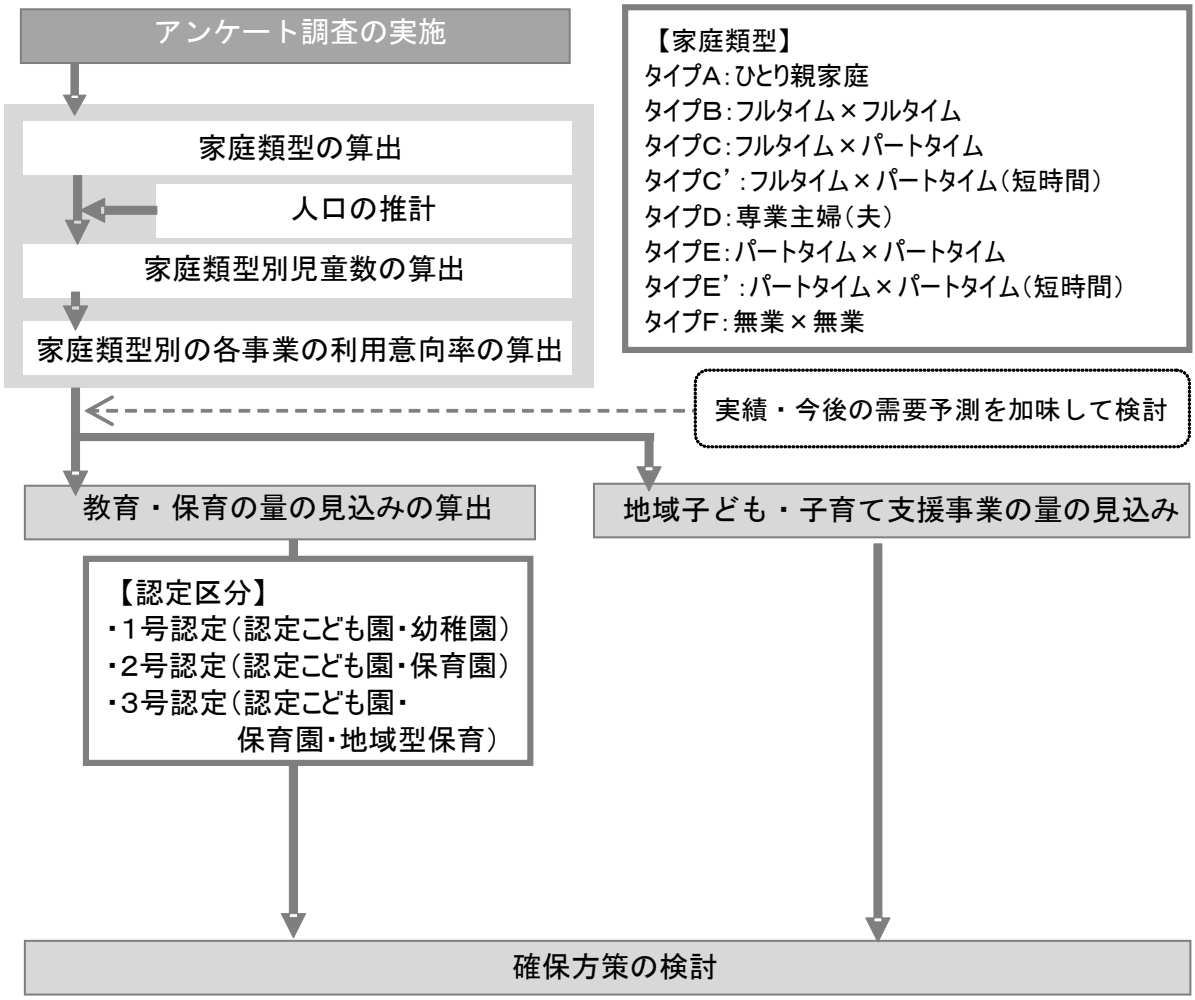

（３）教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育提供区域において設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

保護者の状況や現在の幼児期の教育・保育の利用状況、地域の教育・保育施設の状況等を踏まえた上で設定します。

【対象年齢の人口推計】　（単位：人）

区　　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳	86	71	81	78	76
1･2歳	58	44	54	52	51
3～5歳	76	89	78	81	68
合　計	162	160	159	159	144

【教育・保育の確保の内容と実施時期】

区　　分	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育のみ	幼稚園希望	保育必要	保育必要		教育のみ	幼稚園希望	保育必要	保育必要	
	3～5歳			0歳	1･2歳	3～5歳			0歳	1･2歳
①量の見込み【人】	7	0	72	5	43	9	0	84	8	20
②確保の内容【人】	10		90	5	45	10		90	10	40
②－①	0		0	0	0	0		0	0	0

区　　分	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育のみ	幼稚園希望	保育必要	保育必要		教育のみ	幼稚園希望	保育必要	保育必要	
	3～5歳			0歳	1･2歳	3～5歳			0歳	1･2歳
①量の見込み【人】	7	0	72	8	26	7	0	61	8	36
②確保の内容【人】	10		90	10	40	10		90	10	40
②－①	0		0	0	0	0		0	0	0

区　　分	令和6年度				
	1号	2号		3号	
	教育のみ	幼稚園希望	保育必要	保育必要	
	3～5歳			0歳	1･2歳
①量の見込み【人】	5	0	48	8	36
②確保の内容【人】	10		90	10	40
②－①	0		0	0	0

【３号認定（０～２歳）の保育利用率】

区　　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	55.8%	39.4%	42.0%	56.4%	57.9%

○本町では認定こども園１園で提供を行います。教育・保育におけるニーズの変化を踏まえ、適宜利用定員の見直しを行います。

○人材確保については、保育士及び幼稚園教諭免許の有資格者や子育て支援員等の保育人材確保策を強化するとともに、労働環境の整備を図り、職員の定着に努めます。

３　地域子ども・子育て支援事業

（１）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、本町に居住する子ども及びその保護者の利用状況及び利用希望を踏まえて作成します。

（２）実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

量の見込みに対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

①放課後児童健全育成事業（児童室）

共働き家庭など、留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室等を利用し、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

【量の見込み】

単位：人		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み		80	80	80	80	80
	① 低学年	75	75	75	75	75
	② 高学年	5	5	5	5	5
B. 確保の内容		80	80	80	80	80
過不足（B－A）		0	0	0	0	0

②一時預かり事業（在園児対象型）

保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として昼間において、認定こども園やその他の場所において、一時的に預かる事業です。

【量の見込み】

単位：人日	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	27	31	27	28	24
B. 確保の内容	27	31	27	28	24
過不足（B－A）	0	0	0	0	0

③地域子育て支援拠点事業（子育てひろばすくすく）

公共施設等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流等を実施する事業です。本町では、草津町総合保健福祉センターの敷 地内にある「いきいきプラザ草津」で実施しています。

【量の見込み】

単位:人回	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み(月当たり延べ利用回数)	185	185	185	185	185
B. 確　保　の　内　容	185	185	185	185	185
過　不　足（B－A）	0	0	0	0	0

④利用者支援事業

認定こども園等の施設や地域の子育て支援事業の情報を集約し、子どもや保護者からの利用にあたって相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言するとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

【量の見込み】

単位:箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基　本　型	ー	ー	ー	ー	ー
母　子　保　健　型	1	1	1	1	1

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後４ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、個別に子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込み】

単位:人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量　の　見　込　み	25	25	25	25	25
B. 確　保　の　内　容	25	25	25	25	25
過　不　足（B－A）	0	0	0	0	0

⑥養育支援訪問事業

養育の支援が特に必要な家庭に対して保健師等の資格を持った訪問員を派遣して、養育に関する指導や助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込み】

単位:人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量　の　見　込　み	10	10	10	10	10
B. 確　保　の　内　容	10	10	10	10	10
過　不　足（B－A）	0	0	0	0	0

⑦妊婦健診

安全・安心な分娩や出産、妊婦の経済的負担の軽減を図るため、公費負担の受診票を交付し、医療機関等への受診を勧奨します。

【量の見込み】

単位:人回	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み（年間延べ回数）	420	420	420	420	420
B. 確保の内容	420	420	420	420	420
過不足（B－A）	0	0	0	0	0

４　認定こども園の普及、地域の子育て支援の推進方策

（１）子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

幼保一体型施設については、町内に１園のみあった私立幼稚園が平成 29 年度をもって閉園することになり、町として幼稚園を希望する児童の受け入れ施設を整備する必要が生じました。そのため、町立の認可保育園であった「草津あおぞら保育園」を改修し、「ベルツこども園」と名称を改め、平成 29 年 4 月より保育所型認定こども園として運営しています。

今後とも、教育・保育の一体的な提供を行うとともに、小学校教育との円滑な接続の推進に努めます。

（２）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付については、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を踏まえ、公正かつ適正な支給の確保及び、給付方法の検討を行います。

また、子育て支援施設等を適切かつ円滑に利用できるよう、県や関係機関と連携し、事業を推進します。

第４章　子ども・子育ての基本施策

基本目標１　地域における子育ての支援

（１）子育て支援サービス等の充実及び推進　（２）保育サービスの充実
（３）子育て支援のネットワークづくり　（４）児童の健全育成

基本目標２　母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

（１）子どもや母親の健康の確保　（２）「食育」の推進
（３）思春期保健対策の充実　（４）小児医療の充実

基本目標３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

（１）次代の親の育成　（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
（３）家庭や地域の教育力の向上　（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標４　子育てを支援する生活環境の整備

（１）居住環境の整備　（２）安全な道路交通環境の整備
（３）安全・安心まちづくりの推進

基本目標５　ワークライフバランスの推進

（１）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し
（２）仕事と子育ての両立の推進

基本目標６　子ども等の安全の確保

（１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進　（２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進　（３）被害に遭った子どもの保護の推進

基本目標７　要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

（１）児童虐待防止対策の充実　（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進
（３）障がい児施策の充実

～各分野を横断した草津町独自の「切れ目のない子育て支援（橋渡し）」～

草津町「育ちと学びを支えるネットワーク事業」

本町では、子育て行政に関わる主体機関となる保健センター（健康推進課）と教育委員会事務局とが連携し、加えて、外部から医師や臨床心理士等の専門家と事業提携を行い、『育ちと学びを支えるネットワーク事業』という子育て支援策を平成 24 年度から展開しています。

本事業では、５歳児運動健診や各種の相談事業など、町の保健師や外部からの専門家チームの先生方と行政機関とが一体となって、子どもの育ちと学びをサポートしています。

基本目標１　地域における子育ての支援

少子化・核家族化の進行や地域関係の希薄化等の社会状況の変化により、地域における子育て家庭の孤立が懸念されています。子育て世帯が子どもの幸せを第一に考え、安心して子育てができるよう、多様な子育て支援サービスの充実を一体的に推進します。

また、すべての子どもの健やかな成長を支援するために、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

さらに、子育てネットワークの形成の促進や情報提供等を行い、各種事業が有効に活用されるよう、取り組んでいきます。

（１）子育て支援サービス等の充実及び推進

①居宅において児童を支援する事業
②施設において児童を支援する事業
③保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業
④子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等の実施

（２）保育サービスの充実

①こども園受入児童の拡充
②延長保育、休日保育、夜間保育等多様な保育サービスの実施
③保育サービスに関する積極的な情報提供

（３）子育て支援のネットワークづくり

①地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成
②子育てガイドブックの作成・配布

（４）児童の健全育成

①放課後や週末等の居場所づくりの推進
②様々な社会資源や団体の連携による児童健全育成の取り組み
③健全育成の拠点としての図書館活動の充実

（１）子育て支援サービス等の充実及び推進

現状と課題

少子化や核家族化、地域関係の希薄化等により、子育て家庭が地域で孤立することが懸念されています。社会状況の多様な変化に対応し、子育て家庭が抱える不安やストレスを緩和・解消できるように支援していくことが重要です。

本町においては、認定こども園での教育・保育をはじめ、各種交流の機会の提供、育児に関する情報提供、相談等により、子育て家庭を支援しています。

アンケート調査では、地域子育て支援拠点事業（すくすく）を利用している人は全体の 13.0%となっており、事業の周知やサービスの利用促進が必要です。

子育て家庭にとって、より子育てしやすい環境をつくるために、今後も子育てについて相談できる場の整備、交流の機会づくりを行うとともに、関係機関との連携を通じて子育て世帯のニーズに応じた事業を行い、町全体で一体的な子育て支援を行うことが必要となっています。

地域子育て支援拠点事業（すくすく）を利用しているか（複数回答）

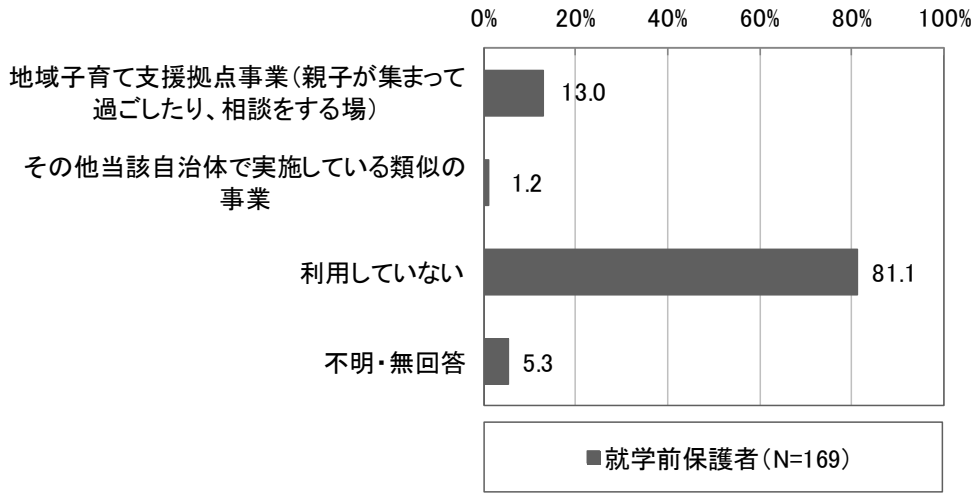

施策の方向

①居宅において児童を支援する事業

具体的施策	施策内容	担当課
子育てボランティアの育成	ファミリー・サポート・センターに代わる事業として、子育てサークル活動のサポートや読み聞かせなど、様々な分野での子育て支援を行います。	社会福祉協議会

②施設において児童を支援する事業

具体的施策	施策内容	担当課
放課後児童健全育成事業（児童室）	就労等の事由によって、児童の下校後、または学校の長期休業期間中などにおいて、保護者が児童を監護することができない状態にある世帯を対象に、小学校１年生から４年生を学童保育（児童室）として預かります。	教育委員会
児童養護施設等でのショートステイ	保護者が疾病、その他の理由により家庭における児童の養育が困難となった場合などに、児童福祉施設等で一時的に養育・保護を行う事業です。	こどもみらい課
一時預かり事業	週に１～３日程度、臨時・緊急的にこども園の利用ができます。保護者の勤務形態などの事情、疾病・入院等の場合に利用できます。	こどもみらい課
産後ケア事業	産後間もない母子を対象として、医療機関において助産師等の専門職が授乳や沐浴等の育児技術、育児不安に対する相談支援を行います。	健康推進課

③保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

具体的施策	施策内容	担当課
幼児個別相談	保護者からの子育てに関わる相談について、町保健師が相談にのります。また、月１回、公認心理師（臨床心理士）による個別相談を実施し、必要な助言等を行います。	健康推進課
教育相談	保護者の教育に関わる相談等について、町教育委員会職員が相談にのります。また、必要に応じて町保健師や専門家の公認心理師（臨床心理士）等による個別相談を実施し、必要な助言等を行います。	教育委員会
子育てひろば「すくすく」	就園前の乳幼児（０歳～３歳中心）とその保護者、妊娠中の母親等が楽しく集い、友だちづくりや遊び、子育ての相談等を行う場です。平成 24 年に、いきいきプラザ草津内に開設されました。高齢者のサロンとの同時開催により世代間交流を行っています。	社会福祉協議会

地域子育て支援センター事業	子育て家庭等についての職員による相談・指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	こどもみらい課

④子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等の実施

具体的施策	施策内容	担当課
子育て支援サービスの情報提供	子育てに関する情報について、各担当課から広報等で保護者への情報提供を行います。また、関係機関との連携によりケースマネジメントを行い、必要な支援を検討しつなぎます。行政機関の連携（育ちと学びを支えるネットワーク事業）によって「草津町子育てガイドブック」を作成しています。出生前から中学生までの子育てに関する情報が掲載され、就学前の保護者の方々には毎年配布をしています。	健康推進課 教育委員会

（2）保育サービスの充実

現状と課題

女性の就労率の上昇などにより、共働きの子育て家庭が増加しています。国際温泉リゾート地として発展してきた本町では、観光業、サービス業に従事する保護者も多く、町独自の保育ニーズへの対応が必要となっています。

本町では、インターネットや広報誌、ガイドブックによる情報提供を行うとともに休日保育の実施や通常保育も最大 19 時まで時間を延長し、居残り保育などの支援を行っています。また、平成 29 年度からは認定こども園として、幼稚園機能利用を希望する３歳以上の子どもについても受け入れを行っています。

アンケート調査では、認定こども園を利用している人が約８割となっており、個々の就労形態に応じたサービスの提供が求められます。

今後も、女性の就労が多い本町の特性に対応し、女性が子育てをしながら働き続けるために、多様化していく教育・保育ニーズに柔軟に対応するとともに、サービスの質の向上や提供体制の整備を図ることが必要となっています。

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用しているか（単数回答）

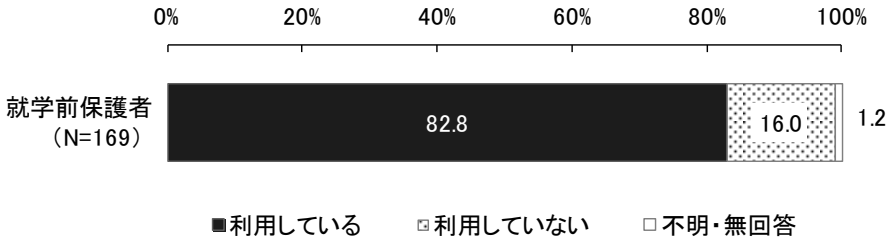

施策の方向

①こども園受入児童の拡充

具体的施策	施策内容	担当課
通常保育事業	月曜から金曜までの平日において、日中就労等をしている保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する事業です。（最大８時から 19 時まで） また、平成 29 年度からは認定こども園として、保育に欠けない幼稚園機能利用を希望する３歳以上児についても受け入れを行っています。（９時から３時まで）	こどもみらい課

②延長保育、休日保育、夜間保育等多様な保育サービスの実施

具体的施策	施策内容	担当課
休日保育事業	保護者の勤務などにより、保護者が休日に世話をすることができない子どもをこども園において保育する事業です。希望者に対して、毎週土曜日の受け入れを行っています。 また、ゴールデンウィーク、８月のお盆周辺の繁忙期、年末年始については、必要に応じて休日特別保育として受け入れを実施します。	こどもみらい課

③保育サービスに関する積極的な情報提供

具体的施策	施策内容	担当課
インターネットや広報誌による情報提供	インターネットや広報誌を活用し、保健センターや教育委員会等とも連携しながら、保育サービスの情報提供を行います。	こどもみらい課

（３）子育て支援のネットワークづくり

現状と課題

社会状況の変化とともに、地域における家庭の「つながり」も希薄になりつつあり、子育てへの不安や負担感を抱える親への支援が重要となっています。また、結婚や転勤等による転入者は地域とのつながりを持つ機会が少なく、子育てに関する情報の入手が難しいため、情報提供の対策が求められます。

本町では、要保護児童対策地域協議会の開催を通じて、定期的な情報共有及び支援方針の検討を行い、地域で子どもを見守る取り組みを推進しています。また、毎年子育てガイドブックを作成し、出生前から中学生までの子育てに関する情報の提供を行っています。

今後も、児童の安全確保及び保護者の育児不安・負担感等に適切に対応できるよう、各関係機関と連携した一体的な支援体制の強化が必要です。

施策の方向

①地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成

具体的施策	施策内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	児童虐待などにより保護や支援を要する子ども・家庭に関する情報交換や支援の協議を行います。協議会は、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議の３層の会議で構成されています。また、虐待予防や早期発見について、地域住民への普及啓発や相談支援窓口を周知します。	こどもみらい課
育ちと学びを支えるネットワーク事業	子育てに関わる行政関係機関（健康推進課・教育委員会事務局・こどもみらい課・住民課・福祉課）のネットワーク事業を構築したため、子育てや育児などの全般事項について、どの窓口であっても保護者からの相談を受け付けています。必要に応じて専門家や関係機関に支援をつなぎます。	健康推進課 教育委員会 こどもみらい課 住民課 福祉課
子育て世代包括支援センターの設置	妊産婦及び乳幼児・保護者の相談支援に関する情報提供を行います。また、相談支援やケースマネジメントについては保健師等の専門職が対応し、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整を行う等、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」及び「利用者支援事業（母子保健型）」を実施し、子育て支援を強化する体制を整備します。	健康推進課 こどもみらい課
子ども家庭総合支援拠点の設置	一般の子育てに関する相談から養育困難な状況・子ども虐待等に関する相談まで、また、妊娠期から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等に関する相談全般に応じる体制を整備します。	こどもみらい課

②子育てガイドブックの作成・配布

具体的施策	施策内容	担当課
子育てガイドブックの作成･配布による情報提供	行政機関の連携（育ちと学びを支えるネットワーク事業）によって「草津町子育てガイドブック」を作成しています。出生前から中学生までの子育てに関する情報が掲載され、就学前の保護者の方々には毎年配布をしています。	健康推進課 教育委員会

（４）児童の健全育成

現状と課題

幼児・学童期から、様々な遊びや文化、スポーツ活動、地域活動などに日頃から親しみ、豊かな経験を重ねることは、人を思いやる心や信頼感、地域への愛着など子どもの成長に大きな影響を与えるものです。また、家庭は人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や社会的マナーなどを身につけていく大事な場ですが、近年、核家族化などによって家族規模が縮小している中で、家庭における教育力が低下しつつあることが懸念されています。

平成 29 年３月に幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針が改訂され、共通の「幼児期の教育・保育において育みたい資質・能力」および「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」が位置付けられました。これらに基づき、各園の方針や特色を大切にしながら、就学前の子どもの豊かな育ちを支援していくことが求められています。

本町では、放課後子ども教室による子どもの居場所づくりや、早朝美化活動、中学生を対象にした子ども園ボランティアや高齢者との交流などの活動を行い、児童の健全育成に取り組んでいます。

未来を担う子どもが健やかに育ち、成長していくためには、子育て中の親を含めた町民一人ひとりが、子育てへの関心を高め、地域、行政、学校が連携して社会全体で子育てを支援していくことが重要であり、そのためには地域で子育てを支援する環境づくりが必要です。

施策の方向

①放課後や週末等の居場所づくりの推進

具体的施策	施策内容	担当課
放課後児童健全育成事業（児童室）【再掲】	就労等の事由によって、児童の下校後、または学校の長期休業期間中などにおいて、保護者が児童を監護することが出来ない状態にある世帯を対象に、小学校１年生から４年生を学童保育（児童室）として預かります。	教育委員会
子どもの居場所づくり	放課後における児童の安全で健やかな居場所づくりを推進するため放課後子ども教室を開催します。教室（かるた教室・ミニバスケットボール等）の種類によりますが月曜日を中心に実施します。	教育委員会
児童公園等の充実	遊具の安全点検、補修等を実施します。	こどもみらい課

②様々な社会資源や団体の連携による児童健全育成の取り組み

具体的施策	施策内容	担当課
青少年育成推進会議	青少年育成推進会議の委員や地区の方々の協力を得て、小学生や中学生が「早朝美化活動」を町内全域で毎月第一金曜日に実施します。	教育委員会
廃品回収	地域と連携し、中学生による廃品回収を行います。	教育委員会
こども園ボランティア活動	中学生を対象にした、こども園ボランティア活動としてボランティア希望者を募り、保育士の補助を行うことで幼児との交流、仕事の楽しさを学びます。	教育委員会

③健全育成の拠点としての図書館活動の充実

具体的施策	施策内容	担当課
読み聞かせ	小学校低学年を対象に、ボランティアによる読み聞かせを町立温泉図書館、小学校等で実施します。	教育委員会

基本目標２　母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

国では、21 世紀における母子保健の国民運動計画「健やか親子 21」を定め、今後重点的に取り組む母子保健の方向性を示しています。

本町においても、保護者が安心して子どもを生み、すべての子どもの健やかな成長を実現できる社会の構築に向けて、安全で快適な妊娠・出産・子育ての支援の推進や、育児不安の軽減、相談・支援体制の連携強化、子どもの疾病予防等を目的として、健康管理・指導を強化します。

（１）子どもや母親の健康の確保

①乳幼児健診、新生児訪問、保健指導の充実
②乳幼児健診の場を活用した相談指導等の実施
③妊娠期から継続した支援体制の整備
④子どもの事故予防のための啓発
⑤出産準備教育や相談の場の提供

（２）「食育」の推進

①発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供

（３）思春期保健対策の充実

①性に関する正しい知識の普及
②喫煙や薬物に関する教育
③学童期・思春期の心の問題に係る相談体制の充実

（４）小児医療の充実

①小児医療・救急医療の充実

（１）子どもや母親の健康の確保

現状と課題

女性にとって妊娠・出産は、短期間での心身の大きな変化に加え、出産後すぐに「子育て」という責任を担うことから、不安や悩みが生じやすい時期でもあります。

このため、安全で快適な出産に向けた健康管理への支援、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減や、子育てについての知識・技術の習得や体験する機会の提供など、親になるための準備が重要となります。

本町では、乳児相談や幼児個別相談などの各種ニーズに応じた専門的な相談事業の実施や、両親学級、ベビールーム、さらに平成 30 年度から開始された「読書推進プラン」によるブックスタート事業など、母子の健康の保持増進及び育児不安の解消に努めています。

アンケート調査では、気軽に相談できる人が「いない」方が就学前で 3.0%、小学生で 5.3%見られ、こうした身近な親族からの支援が得られない、相談相手がいない等の理由から孤立してしまう妊産婦に寄り添い、支援につなげていく仕組みが必要です。また、子育て支援サービスを利用したことがある方では『①母親（父親）学級、両親学級、育児学級』と『②保健センターの情報・相談事業』が高くなっています。

妊娠・出産期の女性は情緒不安定になりやすい傾向があり、特に初めての出産を迎える初産婦は不安が大きいことから、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを実感できるよう、妊娠・出産期から多様な子ども・子育て支援体制を強化していくことが必要です。

また、核家族化等の社会情勢の変化に伴い、母親の孤立等による育児不安の拡大や産後うつの問題も懸念されるため、相談事業などの支援体制の充実を図ることが必要です。

子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいるか（単数回答）

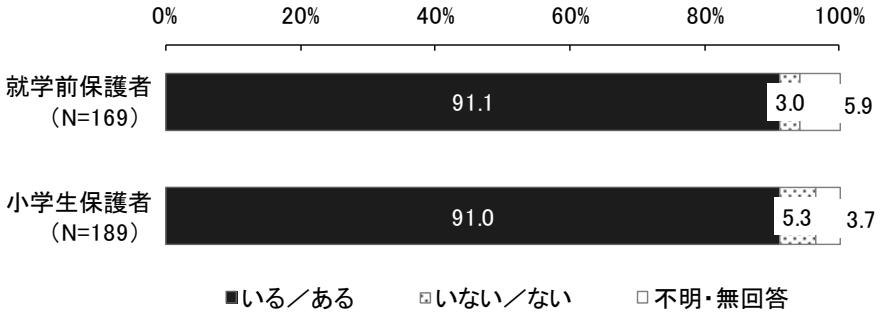

これまでに利用したことがある子育て支援サービス（単数回答）

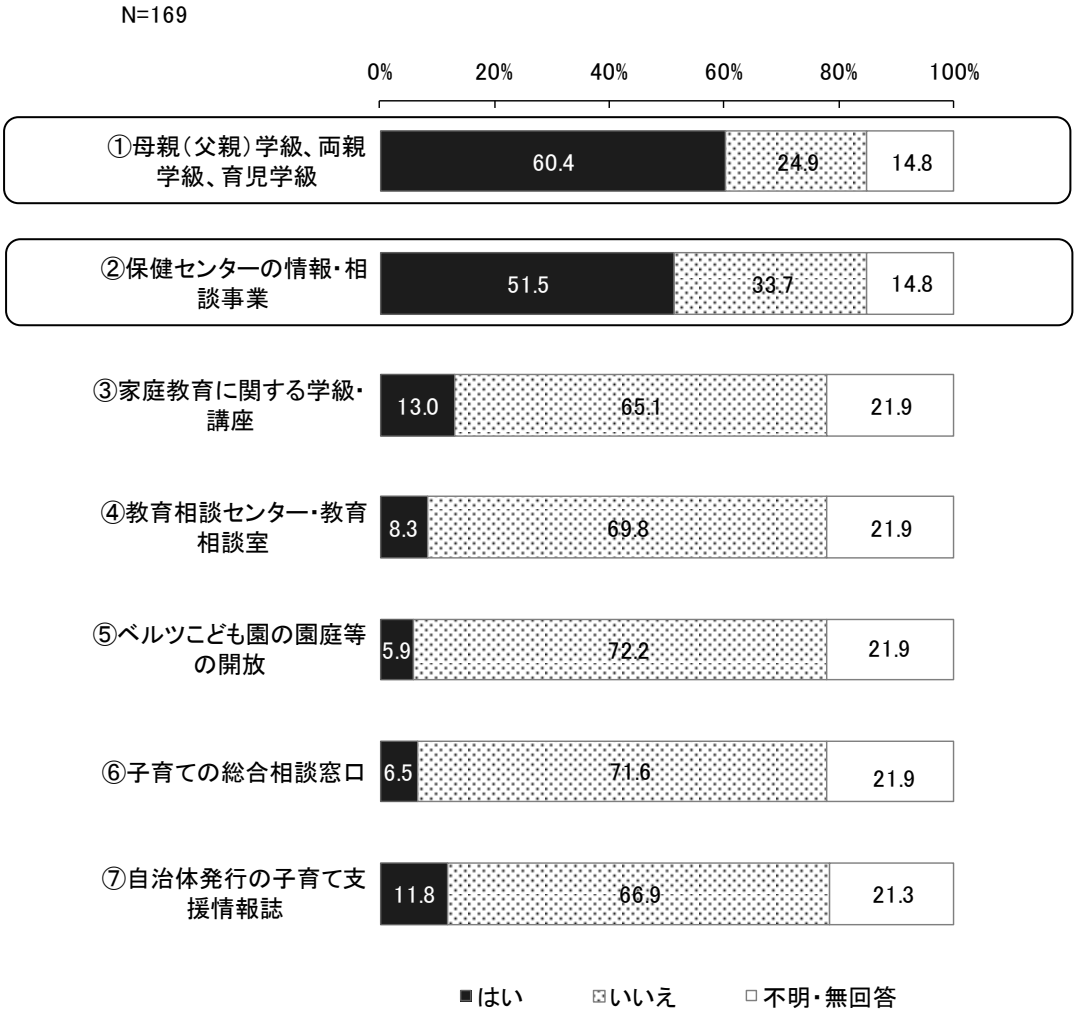

施策の方向

①乳幼児健診、新生児訪問、保健指導の充実

具体的施策	施策内容	担当課
乳児健診	４～５ヶ月、10～11 ヶ月児を対象に「乳児健診」を実施します。小児科医による赤ちゃんの診察や成長発達の確認のほか、離乳食や育児に関する相談を受け付け、必要に応じて相談事業等につなげます。	健康推進課
乳児相談	３ヶ月、６ヶ月、12 ヶ月の赤ちゃんを対象に「乳児相談」を実施します。それぞれの月齢で赤ちゃんの健康状態や、身長、体重などの発育状態を確認し、育児に関する相談を受け付け、必要に応じて相談事業等につなげます。	健康推進課
１歳６ヶ月児、３歳児健診	１歳６ヶ月児健診、３歳児健診を実施します。小児科医師、歯科医師、保健師、栄養士、看護師等の専門職によって乳幼児期のお子さんの心身の健康状態を健診します。	健康推進課
幼児個別相談【再掲】	保護者からの子育てに関わる相談について、町保健師が相談にのります。また、月１回、公認心理師（臨床心理士）による個別相談を実施し、必要な助言等を行います。	健康推進課
両親学級	年２回、本町と長野原町との連携によって、出産前の準備として「両親学級」を行います。医師や栄養士、保健師や助産師による妊娠中の望ましい食事の摂り方や新生児期の対応などの指導を行います。	健康推進課
乳児全戸訪問事業	生後４ヶ月までの世帯を対象に助産師、保健師による訪問を実施し、健康相談や育児のアドバイスを行います。	健康推進課
妊婦健診受診奨励	妊娠の届出をした方に妊婦健診受診券を交付し、受診を促進します。	健康推進課
ベビールーム	乳児を対象に月１回、発達の促進を目的とした赤ちゃん体操を行います。また、親子のスキンシップにより親子関係の健全な育成を図ります。	健康推進課
育児支援教室「すまいる」	幼児を対象に月１回、発達の課題に対する療育支援プログラムを実施します。また、育児不安の解消及び親子関係の健全な育成を図るために集団で親子遊びを実施します。	健康推進課
ブックスタート	草津町教育委員会が横断的かつ接続性のある事業の一環として「橋渡しビジョン」を立て、その一つとして「読書推進プラン」によるブックスタート事業が（平成 30 年度から）母子保健事業との連携によって開催されました。両親と子どもとの愛着形勢を目的として、３ヶ月児から 12 ヶ月児を対象に、健康推進課が行う乳児相談の日に合わせて毎月実施します。	教育委員会 健康推進課

養育支援訪問事業	子育てに関する不安や孤立感等を抱える家庭に対し、保健師等による養育等の具体的な助言指導を行うことを目的に家庭訪問を行います。	健康推進課
乳幼児予防接種	予防接種法に基づく定期予防接種は対象年齢や受ける回数が定められています。乳幼児の健康を守るために法定接種期間内に予防接種を受けるよう指導していきます。	健康推進課
特定不妊治療費助成事業	不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、医療保険の適用がされない特定不妊治療の医療費の一部を補助します。	健康推進課
産婦健康診査	出産後、約２週間を経過する時に産科医療機関にて受診する産婦健診について、費用の一部を助成します。	健康推進課
新生児聴覚検査	産後入院中に出産した医療機関で行われる新生児聴覚検査（新生児期において先天性聴覚障害の発見を目的として実施する聴覚検査）の費用の一部を助成します。	健康推進課
３歳児眼科健診	３歳から４歳のお子さんを対象に、眼科健診（屈折・眼位検査）を行います。この検査によって早期に弱視を発見し、早期治療につなげます。	健康推進課
小児インフルエンザ予防接種（任意接種）	生後６ヶ月から高校３年生に相当する年齢までの方を対象に、インフルエンザ予防接種を希望する世帯に対して費用の一部を助成します。	健康推進課
ロタウイルスワクチン予防接種（任意接種）	乳幼児のロタウイルスによる胃腸炎を予防する予防接種を希望する乳児を持つ世帯に対して、費用の一部を助成します。（令和２年 10 月より定期接種となります）	健康推進課

②乳幼児健診の場を活用した相談指導等の実施

具体的施策	施策内容	担当課
１歳６ヶ月児、３歳児健診における心理相談	１歳６ヶ月児健診、３歳児健診における問診項目に発達障がいの早期発見のための項目を取り入れます。また、臨床心理士による個別相談を行います。	健康推進課
子育てアンケートの導入･活用	乳幼児健診において、子育てに関する不安や悩みを把握するためのアンケートを実施します。アンケートの活用により、相談支援事業等に繋げます。	健康推進課

③妊娠期から継続した支援体制の整備

具体的施策	施策内容	担当課
妊娠届出時の面接・相談	妊娠の届出に来所した妊婦を対象として、保健師による面接を行います。また、母子手帳及び妊婦健診受診券の交付や、子育てガイドブックを活用して母子保健事業等の説明を行います。	健康推進課
両親学級【再掲】	年２回、本町と長野原町との連携によって、出産前の準備として「両親学級」を行います。医師や栄養士、保健師や助産師による妊娠中の望ましい食事の摂り方や新生児期の対応などの指導を行います。	健康推進課
妊婦届出時アンケート	妊娠届出時（母子手帳交付時）にアンケートを実施し、支援が必要な妊婦の把握を行い、相談支援事業等へつなぎます。また、必要に応じて要保護児童対策地域協議会において情報共有をするとともに、支援体制を検討します。	健康推進課

④子どもの事故予防のための啓発

具体的施策	施策内容	担当課
パンフレット配布	妊娠期、乳児健診、乳児相談、１歳６ヶ月児、３歳児健診において、事故防止のためのパンフレットを配布します。	健康推進課
保健師による面接・相談	パンフレット配布時に、保健師による事故防止への注意、予防対策についての個別指導を行います。	健康推進課
小児科医による講義（両親学級）	妊婦とその夫を対象に、小児科医による講義を実施します。	健康推進課

⑤出産準備教育や相談の場の提供

具体的施策	施策内容	担当課
妊娠届出時の面接･相談【再掲】	妊娠の届出に来所した妊婦を対象として、保健師による面接を行います。また、母子手帳及び妊婦健診受診券の交付や、子育てガイドブックを活用して母子保健事業等の説明を行います。	健康推進課
両親学級【再掲】	年２回、本町と長野原町との連携によって、出産前の準備として「両親学級」を行います。医師や栄養士、保健師や助産師による妊娠中の望ましい食事の摂り方や新生児期の対応などの指導を行います。	健康推進課

（２）「食育」の推進

現状と課題

食べることは生きるための基本であり、子どもの健やかな心と体の発達には欠かせないものです。近年では、ファストフードやインスタント食品など、大人も子どもも手軽な食事に依存する傾向が強く、食習慣の乱れが増加し、子どもたちの心と体の成長に悪影響を与えていることが懸念されています。国においては、平成 17 年に「食育基本法」を制定し、国民運動として総合的な食育の推進が求められています。

本町では、平成 25 年に「健康日本 21（第２次）地方計画新健康くさつ 21（草津町食育推進計画）」を策定し、各ライフステージに応じた健康づくりを推進しています。また、親や中学生への栄養指導や各種教室・講習会を継続して実施しています。

今後も、認定こども園、学校との連携を充実し、食を通じた心身ともに、健康な子どもの育成や家族との良好な関係づくりが重要となります。

施策の方向

①発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供

具体的施策	施策内容	担当課
両親学級【再掲】	年２回、本町と長野原町との連携によって、出産前の準備として「両親学級」を行います。医師や栄養士、保健師や助産師による妊娠中の望ましい食事の摂り方や新生児期の対応などの指導を行います。	健康推進課
個別栄養指導	乳児相談、乳児健診、１歳６ヶ月児健診、３歳児健診時に、事前に記入していただいた栄養相談票をもとにアドバイスを行います。	健康推進課
思春期体験学習	中学２年生を対象に父性・母性を育み、与えられた命を大切にすることを目的に実施します。赤ちゃんの接し方やお世話の仕方、離乳食の必要性などを学びます。	健康推進課
手づくり離乳食講習会	対象児が１歳になるまでに２回、離乳食の調理実習を通して育児のサポートを行います。不安を持つ方やフォローが必要な方には個別で対応します。	健康推進課
おやこの食育教室	食生活改善推進協議会事業の１つとして親子で参加できる調理実習を実施します。	健康推進課
こども園の食育計画作成	平成 28 年２月より、草津あおぞら保育園（現ベルツこども園）に専属の栄養士を配置し、保育指針を踏まえながら子どもたちが主体的に関われるよう年間計画を作成し、野菜の栽培活動や調理体験など、園の行事と連携した食育指導を行っています。	こどもみらい課

中学校栄養事業	中学１～３年生の家庭科と併せて栄養に関する事業を行います。考えて食べることを目標に講話や調理実習などを行い、食生活改善推進協議会が協力しています。教科書の実習の他、郷土料理（おきりこみ）やお弁当づくりを実施します。アンケートに書かれた質問には個々に回答しています。	健康推進課
食育推進会議	こども園、小・中学校、教育委員会、総務課（農政担当）、健康推進課で構成し、年間４回食育に関する会議を開催することにより情報交換や協力体制を整えます。	健康推進課
パクパクルーム	こども園における食育の場として主に年長児の保護者や園児を対象に年２回食事や健康に関するアドバイスを行います。	健康推進課 こどもみらい課
歯科・食育教室	こども園、小・中学校に出向き、講話や実習を通して食べること、噛むことの一連の機能を学習できるようにサポートします。よく噛んで歯を大切にする心を育てます。	健康推進課

（３）思春期保健対策の充実

現状と課題

思春期という時期は、子どもから大人へと大きく変化していく時期であると同時に、様々な問題が生じやすい時期であるともいえます。

近年では、いじめや不登校、ひきこもりをはじめとした思春期特有の心の問題の深刻化や、望まぬ妊娠、人工妊娠中絶、性感染症が増加しています。さらに、薬物の乱用や喫煙・飲酒の問題も深刻化してきており、インターネットを通じた有害情報に対する対策も必要となっています。これらの問題は、本人の生涯にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、子どもを生み育てることへの悪影響も心配されています。

本町では、思春期講演会や喫煙や薬物に関する個別相談、幼児個別相談を実施しています。今後も継続して、思春期の子どもを持つ保護者や、子ども自身に対し正しい知識の普及啓発を行います。また相談事業においては、年々、保護者の抱える様々な問題は複雑化しており、関係機関の連携はもちろんのこと対応する職員等の資質向上、相談者のニーズを的確に捉えた適切なケースマネジメントが必要となります。関係機関の連携を一層強化し、家庭や学校、地域における思春期保健対策を講じていくことが必要です。

施策の方向

①性に関する正しい知識の普及

具体的施策	施策内容	担当課
思春期講演会	中学２・３年生を対象に２年に１回、講演会を実施します。	健康推進課 教育委員会

②喫煙や薬物に関する教育

具体的施策	施策内容	担当課
喫煙や薬物に関する個別相談	禁煙や薬物等に関する個別相談を実施します。	健康推進課

③学童期・思春期の心の問題に係る相談体制の充実

具体的施策	施策内容	担当課
幼児個別相談【再掲】	保護者からの子育てに関わる相談について、町保健師が相談にのります。また、月１回、公認心理師（臨床心理士）による個別相談を実施し、必要な助言等を行います。	健康推進課

（4）小児医療の充実

現状と課題

子どもの健やかな発育、発達を推進するためには、身近な地域で継続的な医療が受けられ、相談できる小児医療体制を確立することが大切です。

本町では、広域町村設置機関を活用し、健やかに育てるための基盤である小児医療の充実に努めています。アンケート調査では、子育て支援施策に期待すること・重要なことで「子どもに関する医療体制の充実」が 66.1%と最も高くなっており、医療体制の強化が望まれています。

今後も継続して、広域町村設置機関を通じて広域対応の医療体制の充実を図り、周辺市町村及び関係機関との連携が必要となっています。

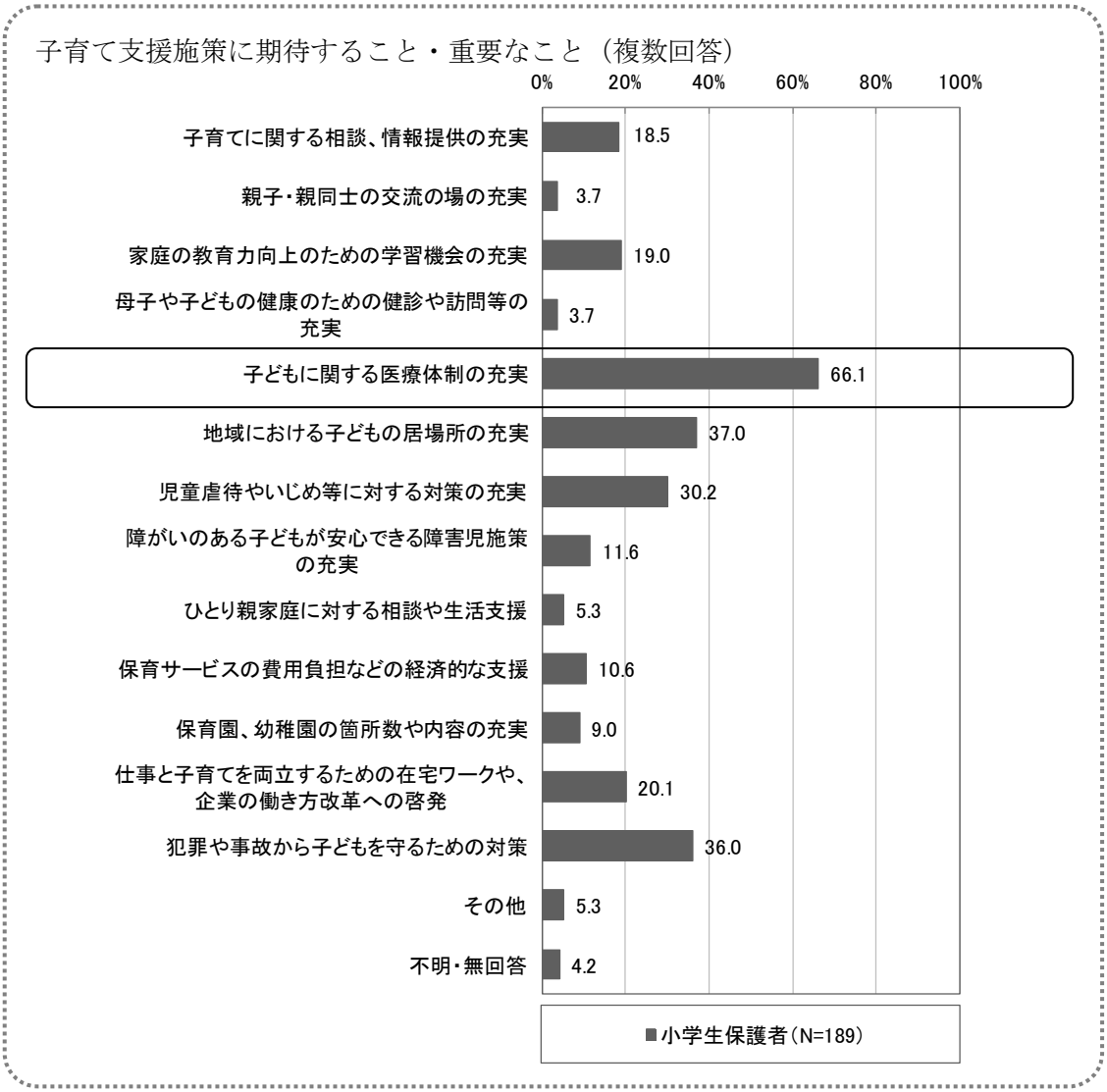

施策の方向

①小児医療・救急医療の充実

具体的施策	施策内容	担当課
広域町村設置機関の活用	広域町村設置機関を周知し、活用します。	住民課 健康推進課

基本目標３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代を担う子どもたちが心豊かにたくましく育つことができるよう、家庭、地域、学校、行政等がそれぞれの役割を認識し、連携を強化するとともに、認定こども園における職員の質の向上や発達段階に応じた教育・保育を展開したうえで、小学校との滑らかな接続を支援していくことが重要です。

このため、学校教育はもとより、家庭や地域社会の教育機能の向上と教育環境の整備に努め、子どもが自ら学び、自ら考え、自らの意思で行動できる「生きる力」を、子ども一人ひとりの特性にあわせて身につけることができるよう支援します。

（１）次代の親の育成

①子どもを生み育てることの意義に関する教育など
②中学生の乳幼児ふれあい体験

（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

①確かな学力の向上
②信頼される学校づくり

（３）家庭や地域の教育力の向上

①地域の教育力の向上

（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

①子どもたちを有害環境から守るための取り組み

（１）次代の親の育成

現状と課題

子どもは子どもであると同時に次代の親でもあります。子ども時代に形成された豊かな心は、そのまま未来に受け継がれ、まちの未来をつくっていくことにもつながるため、長期的な視点で子どもの成長を支援していかなくてはなりません。

本町では、乳幼児とのふれあい体験や中学生によるボランティア活動、両親学級などを実施しており、人に対する思いやりや、乳児・幼児との交流体験を通じての人格形成の一助の場が提供されています。これらの活動が、将来家庭を持ち子どもを育てていく「次代の親」である子どもたちに対し、子育てや家庭を持つことに対する意識を高める機会となるよう、支援していくことが必要です。

施策の方向

①子どもを生み育てることの意義に関する教育など

具体的施策	施策内容	担当課
両親学級【再掲】	年２回、本町と長野原町との連携によって、出産前の準備として「両親学級」を行います。医師や栄養士、保健師や助産師による妊娠中の望ましい食事の摂り方や新生児期の対応などの指導を行います。	健康推進課
父親の育児相談を受ける場を設ける	両親学級や妊娠届け出時の面接を通じ、父親からの相談を受け付けます。	健康推進課

②中学生の乳幼児ふれあい体験

具体的施策	施策内容	担当課
思春期体験学習【再掲】	中学２年生の希望者を対象に年１回、赤ちゃんとのふれあい体験を実施します。 中学２年生全員に対し、生命の尊重や子どもの成長についての学習を、家庭科の授業において実施します。	健康推進課
こども園ボランティア活動【再掲】	中学生を対象にした、こども園ボランティア活動としてボランティア希望者を募り、保育士の補助を行うことで幼児との交流、仕事の楽しさを学びます。	教育委員会

（2）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

現状と課題

近年、子どもを取り巻く環境の変化により、学校教育に対するニーズは、ますます複雑化・多様化しています。

国では、平成 29 年３月に幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針が改訂され、共通の「幼児期の教育・保育において育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」が位置付けられました。本町でも園の方針や特色を大切にしながら、就学前の子どもの豊かな育ちを支援していくことが必要となっています。

本町では、マイタウンティーチャー及び特別支援教育支援員の配置や、ボランティアによる読み聞かせ、教育相談事業を実施し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や、道徳教育の充実を図っています。

目標や意欲、興味・関心を持ち、仲間と協調して取り組む力を育成する幼児教育を実践し、基礎学力の向上を図るとともに、環境の変化に柔軟に対応できるよう、主体的に判断し行動できる力を育成することが必要です。

施策の方向

①確かな学力の向上

ア．子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実

具体的施策	施策内容	担当課
マイタウンティーチャー及び特別支援教育支援員の配置	少人数指導を実施するとともに、町費負担によるマイタウンティーチャー及び特別支援教育支援員を配置します。	教育委員会

イ．ゲストティーチャーなどを招いての学校教育の活性化や道徳教育の充実

具体的施策	施策内容	担当課
読み聞かせ【再掲】	小学校低学年を対象に、ボランティアによる読み聞かせを町立図書館、小学校等で実施します。	教育委員会
切り絵体験	中学生を対象に切り絵体験を実施します。	教育委員会

ウ．地域との連携による多様な体験活動の推進

具体的施策	施策内容	担当課
湯もみ体験	小学生を対象に、湯もみ等の伝統文化の体験を実施します。	教育委員会

エ．専門家による相談体制の強化

具体的施策	施策内容	担当課
教育相談事業	小学校及び中学校にスクールカウンセラーを配置し、様々な相談に対応します。医師や臨床心理士で構成される専門家チームと事業提携を行い、多種多様な相談に対応します。	教育委員会

②信頼される学校づくり

具体的施策	施策内容	担当課
安全で豊かな学校施設の整備	児童生徒が健やかに成長できるよう、学校施設の安全管理に努めます。	教育委員会
児童生徒の安全管理	学校安全管理計画に基づき、各種訓練の実施を行うともに、日常点検や法定点検の実施をきめ細く行い、児童生徒の安全管理に努めます。	教育委員会

（３）家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

近年、少子化や核家族化の影響によって子育て家庭と地域との関わりが減少しており、認定こども園、学校や家庭のみならず、地域を含めた社会全体で、子どもを育てていく意識が重要となっています。そのために、子どもと地域がふれあえる機会をつくることで、子どもの健全育成への関わりや、地域みんなで子どもを育む意識を根づかせる必要があります。

本町では、放課後子ども教室において高齢者との世代間交流の機会を提供しています。

アンケート調査では「常日頃から家族ぐるみの付き合いがある」「困っているときに相談したり助けあったりする」がそれぞれ１割程度で、日頃からの近所付き合は少なくなっています。

人と人、地域と家庭とのつながりを大切にし、一人ひとりが子育ての担い手であるという気持ちを持ち、地域全体の子育てに関する知識や意識を高めることが大切になっています。

日頃からどのような近所付き合いをしているか（単数回答）

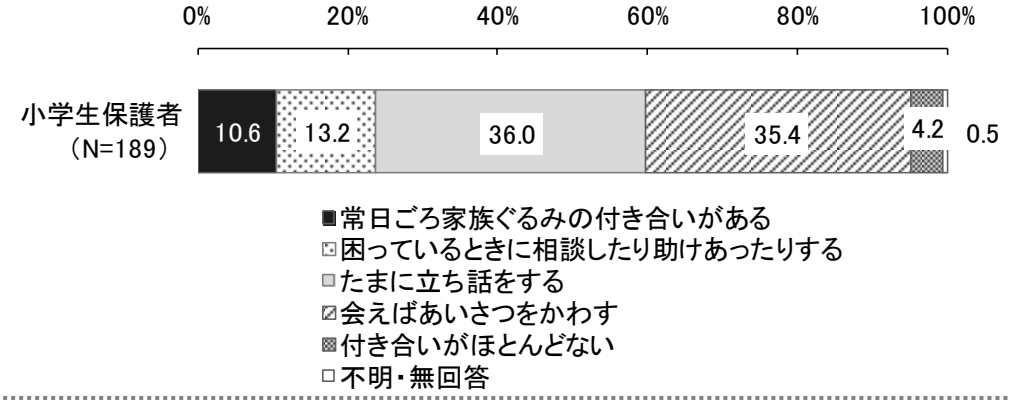

施策の方向

①地域の教育力の向上

具体的施策	施策内容	担当課
世代間交流事業	放課後子ども教室において、老人クラブの高齢者と昔遊び等で交流を実施します。	教育委員会

（4）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

近年、都市化の進展などの社会情勢を反映した犯罪の複雑・多様化、凶悪化、低年齢化が進み、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多くなっています。また、インターネットの急速な普及による情報化の進展により、インターネット上の有害な情報から子どもたちを守る取り組みも必要となっています。

本町では、青少年推進連絡協議会を通じて青少年の健全育成を推進するとともに、群馬県教育委員会が提唱するセーフネット標語「おぜのかみさま」の啓発活動を行っています。

子どもへの携帯電話やスマートフォンの普及も進んでいることから、自ら正しい情報を選ぶ力を育てることや、子どもを犯罪や有害情報から守るためにも、地域全体で子どもを守る対策や体制の充実が必要です。

施策の方向

①子どもたちを有害環境から守るための取り組み

具体的施策	施策内容	担当課
青少年育成推進員の活用	青少年育成推進員を活用し、青少年の健全育成を行います。	教育委員会

基本目標４　子育てを支援する生活環境の整備

子どもの健全な育成のためには、地域における子どもの生活の安全・安心を確保することが必要となります。

子育て世帯が地域において安全・安心で快適な生活を営むことができるよう、子ども連れや妊婦に配慮した施設の整備や、子どもにも利用しやすいデザイン、子どもにも分かりやすい案内表示や情報内容などに対応した子育て支援施設の整備が必要です。さらに、安全な交通環境の整備、防犯灯の設置など、防犯対策の充実も求められています。

（１）居住環境の整備

①住宅環境の整備
②シックハウス対策

（２）安全な道路交通環境の整備

①「あんしん歩行エリア」の整備等

（３）安全・安心まちづくりの推進

①地域における防犯整備

（1）居住環境の整備

現状と課題

地域において安全・安心で快適に暮らすことは、子育て世帯の願いです。子どもがのびのびと活動し、健やかに成長するためには、良好な居住環境を整備し、快適に生活できるまちづくりが重要です。特に近年では、住宅の高気密・高断熱化が進み、有害化学物質を含んだ建材を使用することによる室内空気の汚染によって、人体に悪影響を及ぼすことも考えられるため、対応が必要となっています。

本町では、公営住宅の修繕・改修、維持管理やシックハウス対策を行っており、健康上に支障がないような居住環境の整備に努めています。

今後も関係機関と連携を強化し、親子が安全に安心して暮らせる住環境の整備を推進します。

施策の方向

①住宅環境の整備

具体的施策	施策内容	担当課
公営住宅の維持管理	公営住宅の修繕・改修、維持管理を行います。	土木課

②シックハウス対策

具体的施策	施策内容	担当課
広報・回覧等による情報提供	県からの情報を、広報・回覧等により町民に提供を行います。	土木課

（2）安全な道路交通環境の整備

現状と課題

子どもや子育て家庭が交通事故の被害にあわないためには、交通安全の推進による町民意識の向上が重要となります。

本町においては、従来の安全管理のほか、全国で多発する児童生徒が巻き込まれる交通事故を踏まえ、町の関係機関によって構成される「草津町通学路推進会議」による通学路点検の実施や危険箇所の把握、「児童安全守り隊」の方々による安全指導等、安全対策に力を入れています。

アンケート調査では、「健康や発達のために外遊びを中心に遊ばせたい」が 84.1％と最も高く、安心してのびのびと遊べる環境の整備が求められています。

今後も、草津町通学路推進会議の定期的な実施と、関係機関による危険箇所合同点検の実施を継続し、危険箇所の改善対策を実施することが重要です。

また、子どもは成長とともに行動範囲が拡大し、交通事故に遭う危険性も増加することが考えられるため、子ども一人ひとりが交通ルールを身につけることができるよう、交通安全教育にも力を入れていくことが必要です。

地域の中でお子さんをどのように遊ばせたいか（複数回答）【再掲】

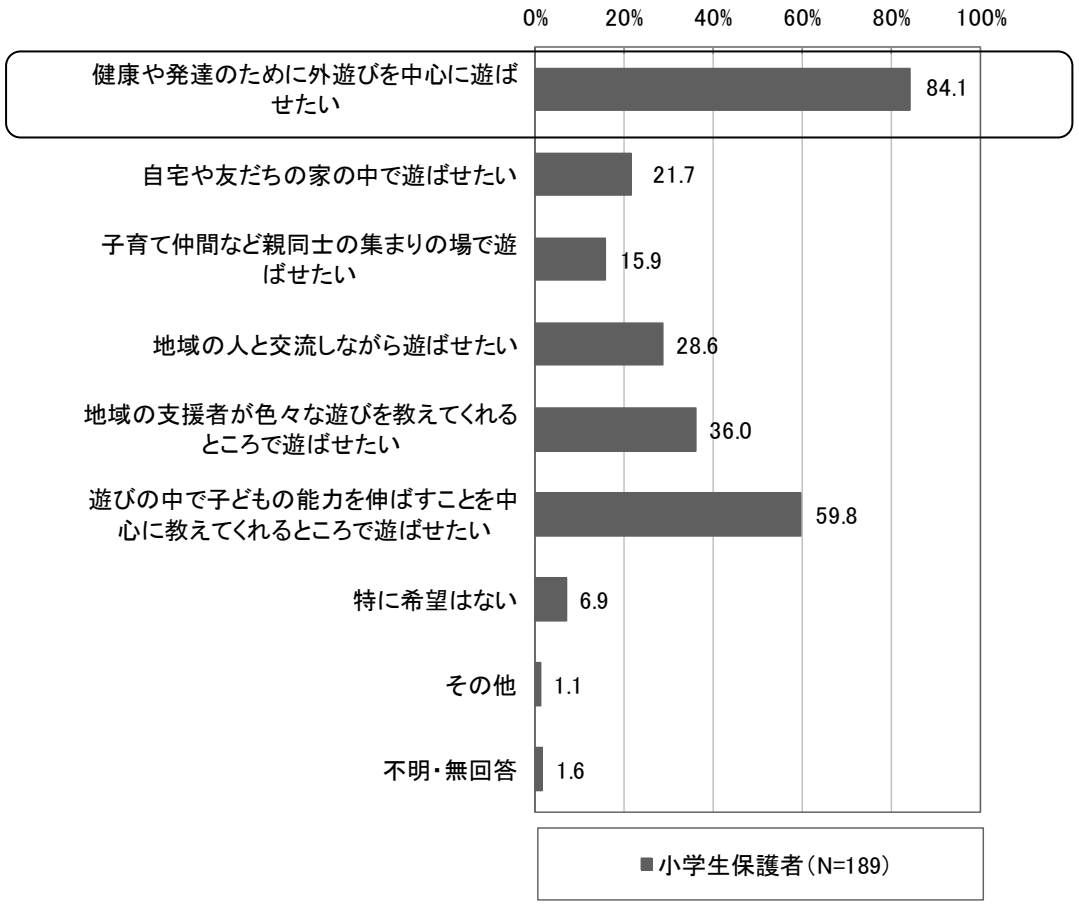

施策の方向

①「あんしん歩行エリア」の整備等

具体的施策	施策内容	担当課
通学路の安全管理	児童生徒の登下校における交通安全確保のため、「草津町通学路推進会議」を通じ、通学路点検の実施と必要に応じた対策を実施します。	教育委員会 総務課
登下校時の横断歩道の誘導	小学校における朝の集団登校に関して、「児童安全守り隊」の協力による安全指導を年間（冬期間を除く）を通じて行うとともに、交通安全週間などの強化期には警察や交通指導員の協力による交通安全指導を行います。	教育委員会 総務課
道路融雪の整備	安全に通学できる環境整備のため、道路融雪工事を実施します。	土木課

（3）安全・安心まちづくりの推進

現状と課題

子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、すべての住民が安全な環境で安心して暮らしていくためには、その前提として、事故や事件等の未然防止を図り、常に危険要因の把握と対策の充実に努めていく必要があります。

本町では、児童生徒の登下校時に対応し、町内事業所と連携して「子ども安全協力の家」を設置しています。また、夏休み中の夜間パトロールも実施し、青少年の防犯に努めています。

アンケート調査では、「子どもが安心できる地域での見守り」が 64.6%と最も高くなっており、身近な地域における見守り・支え合いを一層強化していく必要があります。

子どもを犯罪などの被害から守るためにも、地域の子どもへの見守りと声かけや地域におけるパトロールの実施、子どもがいつでも助けを求められる家など、地域ぐるみで防犯活動を推進するとともに、子どもを守る対策や体制の充実が必要です。

子育て支援について希望すること（複数回答）

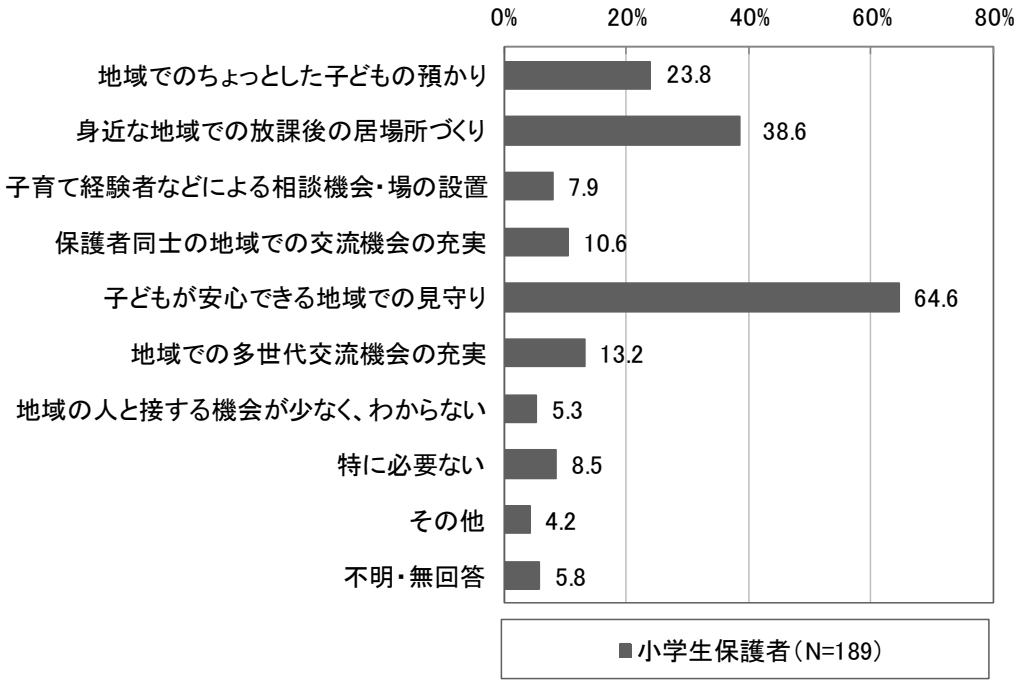

施策の方向

①地域における防犯整備

具体的施策	施策内容	担当課
「子ども安全協力の家」の設置	警察との連携によって「子ども安全協力の家」を町内の通学路等に位置する事業所の方々に協力をいただきます。また、旅館共同組合との連携によって町内のホテルや旅館等の事業所にも協力をいただき、子どもたちの安全を確保します。	教育委員会
夏休み中の夜間パトロールの実施	青少年育成推進会議の委員の方々にご協力いただき、夏季休業中期間などの夜間パトロールを実施し、児童生徒の健全育成に努めます。	教育委員会

基本目標５　ワークライフバランスの推進

ワークライフバランスの実現に向けて、固定的性別役割分担意識の解消に取り組むとともに、多様な働き方の実現や長時間労働の是正等の各種対策が必要となっています。

本町は観光業、サービス業に従事する人が多い特性があるため、企業や事業者の状況に応じた取り組みを推進することが必要となっています。

今後も急激な変化が見込まれる働き方の対策について、国、県、事業主、関係団体と連携を図りながら広報活動を推進します。

（１）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

①多様な働き方を目指した意識改革推進のための取り組み

（２）仕事と子育ての両立の推進

①仕事と子育ての両立のための社会資源の整備

（１）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

現状と課題

仕事と生活の調和が求められていますが、誰もが実現するのは難しい状況となっています。男女共同参画やワークライフバランスなどについても、考え方は浸透しつつあるものの、実践につながっていないのが現状です。

本町では、国や県、関係団体と連携し、ワークライフバランスについての広報・啓発・情報提供を行っています。

アンケート調査では、育児休業制度の取得状況について、母親で 33.7%、父親で 3.0%となっています。

家族でともに過ごす時間が増えることは、子どもの幸せにとって大切です。男女ともに仕事と家庭、育児に参画できるよう、従来の保育サービスの充実のほか、育児休暇について事業主や企業、本人に対する一層の理解促進による職場環境の改善を図るとともに、家庭内での意識改革も進め、ワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。

父母の育児休業制度の取得状況（単数回答）

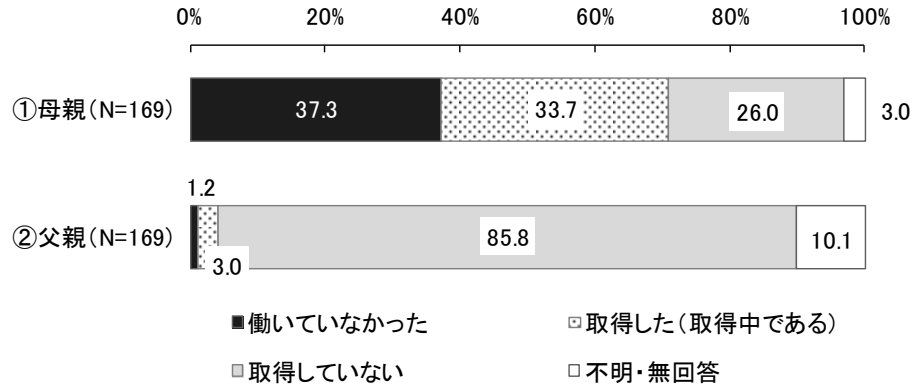

施策の方向

①多様な働き方を目指した意識改革推進のための取り組み

具体的施策	施策内容	担当課
広報・研修・情報提供等による啓発	国、県、関係団体と連携し、広報や情報の提供を行い、仕事と子育ての両立について啓発します。	住民課

（2）仕事と子育ての両立の推進

現状と課題

近年、女性の就労率が上昇しており、結婚・出産後も働き続ける女性が増加しています。国では、平成 19 年に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるなど、仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの強化が行われています。人々の意識の中には、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識が残っており、男性の仕事に偏重した生活スタイルや、女性の就労にあたっての困難など、ワークライフバランスの実現に向けては依然として課題が見られます。

アンケート調査では、母親が就労している家庭は、未就学児で前回が６割以上に対し今回は８割以上、小学生では前回が７割以上に対し今回は９割以上となっており、社会情勢の影響等により母親の就労割合は非常に高くなっています。

女性の就業率が年々増加する中で、子どもを育てながら就労する母親も増加していることから、仕事と子育ての両立支援のための体制整備を進めます。また、男女の共同参画の視点から役割分担意識の改善を進めるほか、男性の育児参加の推進を図り、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくことが重要です。

男女が互いに尊重し合い、ともに働きながら子育てができるよう、事業所における育児休業制度をはじめ、両立支援事業の一層の利用促進と普及啓発が必要です。

母親の就労状況（単数回答）

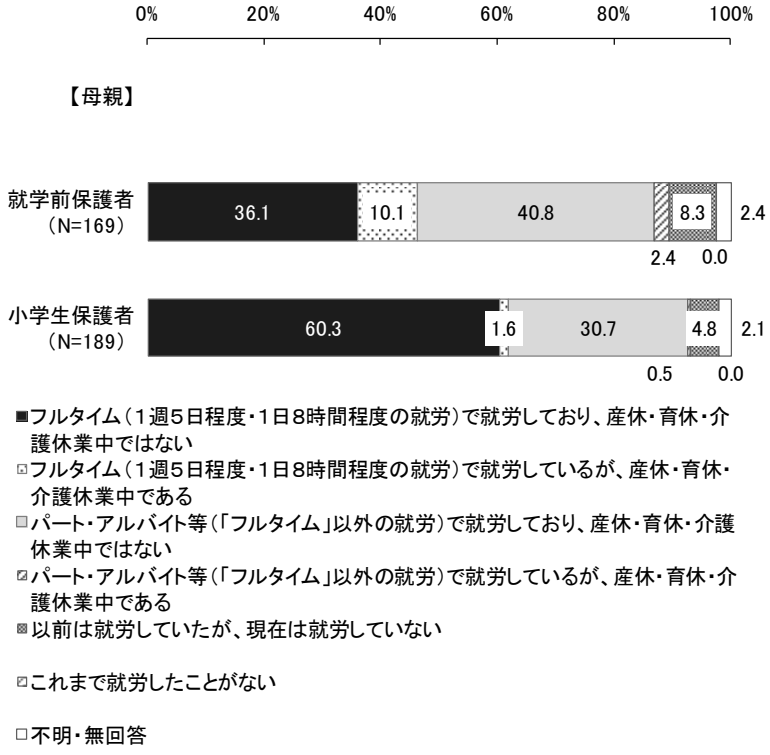

施策の方向

①仕事と子育ての両立のための社会資源の整備

具体的施策	施策内容	担当課
一時預かり事業【再掲】	週に１～３日程度、臨時・緊急的に認定こども園の利用ができます。保護者の勤務形態などの事情、疾病・入院等の場合に利用できます。	こどもみらい課
０歳児保育	０歳児保育については、満１歳を経過し、離乳食が完了している児童について、年度途中からの受け入れを実施しています。今後も引き続き需要の増加が予測されることから、受け入れ態勢の拡充を図って行きます。	こどもみらい課

基本目標６　子ども等の安全の確保

核家族化の進行に伴い、子どもを取り巻く環境は年々悪化しており、特に本町は観光客の出入りが多いため、より一層交通事故や犯罪の被害等から守るための取り組みが重要です。子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもの一人歩きに不安を感じさせないまちづくりに取り組みます。

（１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

①交通安全教育の実施
②交通安全教育指導者の育成

（２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

①犯罪・事故等の被害から子どもを守るための活動の推進
②学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進

（３）被害に遭った子どもの保護の推進

①被害を受けた子どもに対するカウンセリングの実施

（１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

現状と課題

毎年全国で子どもを巻き込む事故が発生する中、特に交通弱者である子どもに対しては、地域全体で子どもを見守る社会づくりに向けて継続して取り組み、さらにその危険性を伝え、自分の命を守ることを教えていかなければなりません。

本町では、認定こども園、小学校における交通安全教室の開催や、老人クラブによって構成される「児童安全守り隊」の協力を受け、集団登校時の見守りを行っています。

今後も、児童安全守り隊の体制維持や、スクールガードなどの設置を検討し、さらなる交通安全体制の強化に努めるとともに、交通安全規範・行動の住民への啓発や子どもに対する教育・学習活動の充実が必要です。

施策の方向

①交通安全教育の実施

具体的施策	施策内容	担当課
幼児安全教室	年４回、就学前児童（認定こども園）の幼児交通安全教室を実施します。	総務課
交通安全教室	小学校において正しい歩行や自転車運転時の交通安全教室、自転車乗り方講習会を実施します。	教育委員会 総務課

②交通安全教育指導者の育成

具体的施策	施策内容	担当課
「児童安全守り隊」による登校時の見守り	老人クラブのボランティアによる「児童安全守り隊」の協力により、登校時の見守りを実施します。	社会福祉協議会 教育委員会

（2）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

現状と課題

近年、都市化の進展や町民のライフスタイルの多様化などにともない、地域の犯罪抑止機能の低下や、社会情勢を反映した犯罪の複雑・多様化、凶悪化、低年齢化が進み、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多くなっています。

本町では、児童安全守り隊による見守りの実施や、子ども安全協力の家の設置のほか、不審者情報の共有として、町の防災メール、警察による安心メール、学校緊急メールの配信体制を整え、いち早い情報の提供と共有により児童の安全を確保しています。

アンケート調査では、子育て支援施策に期待すること・重要なことについて、「犯罪や事故から子どもを守るための対策」が 36.0％と３番目に高くなっており、より一層の子どもの安全対策が求められています。

今後は、学校緊急メールの仕組みの精度の向上や、地域ぐるみの防犯活動等を、より一層強化していく必要があります。

子育て支援施策に期待すること・重要なこと（複数回答）【再掲】

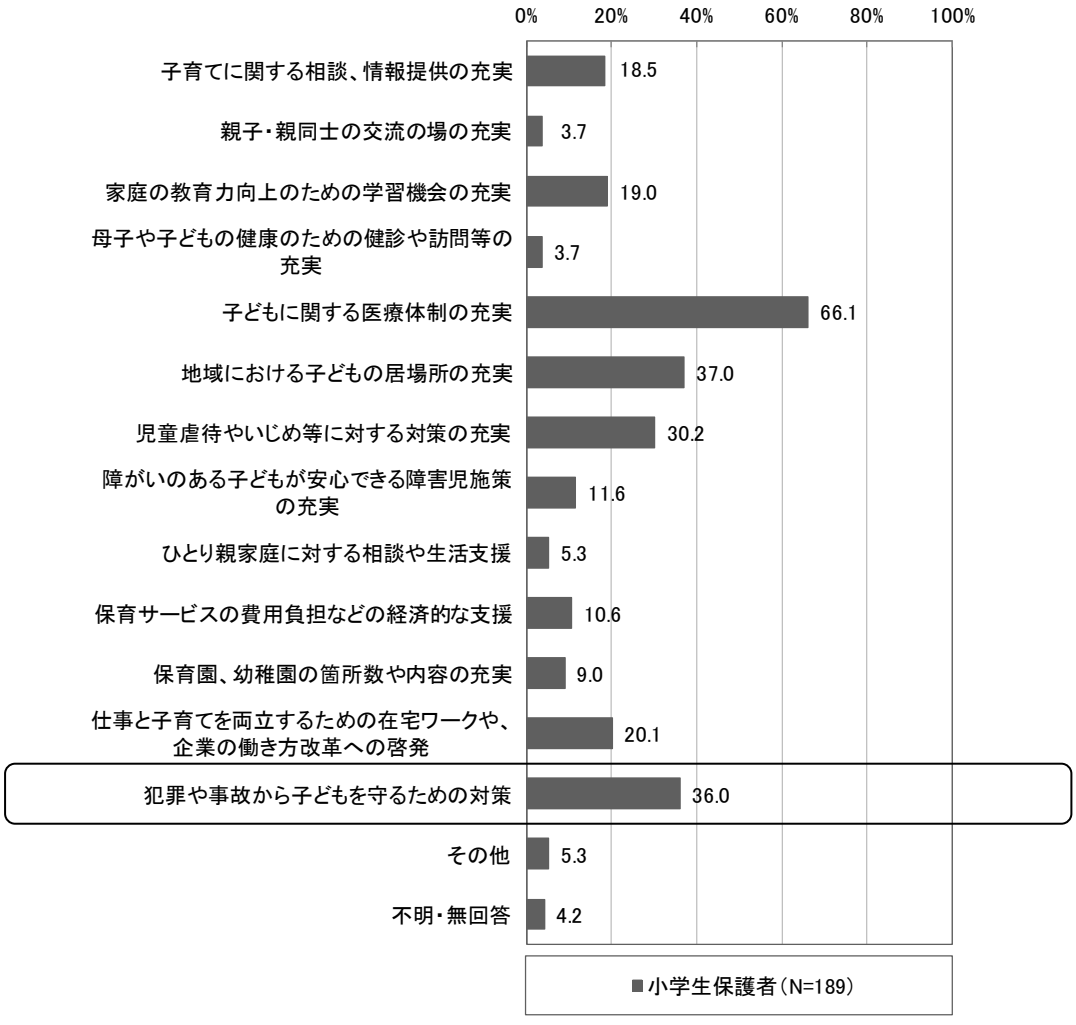

施策の方向

①犯罪・事故等の被害から子どもを守るための活動の推進

具体的施策	施策内容	担当課
安全安心まちづくりの推進	犯罪の未然防止と抑止効果を図るため、防犯関係機関と協議の上、防犯カメラを配備しています。	総務課
不審者情報の共有	教育委員会、学校、警察と連携し、県内の不審者情報の共有を行います。	教育委員会
「児童安全守り隊」による登校時の見守り【再掲】	老人クラブのボランティアによる「児童安全守り隊」の協力により、登校時の見守りを実施します。	社会福祉協議会 教育委員会
「子ども安全協力の家」の設置【再掲】	警察との連携によって「子ども安全協力の家」を町内の通学路等に位置する事業所の方々に協力をいただきます。また、旅館共同組合との連携によって町内のホテルや旅館等の事業所にも協力をいただき、子どもたちの安全を確保します。	教育委員会

②学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進

具体的施策	施策内容	担当課
夏休み中の夜間パトロールの実施【再掲】	青少年育成推進会議の委員の方々にご協力いただき、夏季休業中期間などの夜間パトロールを実施し、児童生徒の健全育成に努めます。	教育委員会

（3）被害に遭った子どもの保護の推進

現状と課題

子どもを犯罪等から守るため、学校、家庭、地域が協力し、子どもの安全を確保するとともに、被害に遭った子どもの心のケアにも取り組むが必要があります。

本町では、群馬県教育委員会の施策により、小・中学校にスクールカウンセラーを配置しています。また、専門家との連携により多種多様な相談に応じています。

今後も、継続的な事業の実施が必要です。

施策の方向

①被害を受けた子どもに対するカウンセリングの実施

具体的施策	施策内容	担当課
相談員の配置	小学校及び中学校にスクールカウンセラーを配置し、様々な相談に対応します。また、医師や臨床心理士で構成される専門家チームと事業提携を行い、多種多様な相談に対応します。	教育委員会

基本目標７　要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

いじめや児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）については、その発生の予防から早期発見、早期対応、また、きめ細かな相談体制の構築に至るまで、総合的な支援体制の整備を推進する必要があります。さらにこうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりが必要です。

ひとり親家庭に対しては、子どもが健やかに育つことができる環境の確保が重要であることから、経済面・就労面での支援など、自立に向けた総合的な取り組みを推進します。

障がいのある子どもに対しては、身近な地域で一人ひとりのニーズに応じた支援を受け、のびのびと育つことができるよう事業・施策の一層の充実を図ります。

（１）児童虐待防止対策の充実

①虐待防止ネットワークの強化
②総合的な親と子の心の健康づくり対策
③在宅支援の充実

（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

①福祉サービス等利用に際しての配慮

（３）障がい児施策の充実

①乳幼児健康診査や学校における健康診断等の推進
②適切な医療・福祉サービスの充実、及び教育支援体制の整備
③認定こども園における障がい児の受入れ

（１）児童虐待防止対策の充実

現状と課題

近年、親自身の精神的な問題や生活上のストレスなどの様々な要因が複雑に絡みあい、わが子を虐待してしまう親の増加が社会的問題となっています。子どもの虐待は、家庭内の問題として捉えられがちであり、被害が潜在化しやすい傾向にあります。子育てに対する不安や負担を感じている保護者に対する早期のアプローチと相談支援等により、子どもの虐待を未然に防ぐ必要があります。

本町では、要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待のおそれのある家庭等に対する支援などの協議を行うなど、多様なケースに対応してきました。さらに、各種相談事業や講習会などにより、虐待防止に努めています。

アンケート調査では、子育て支援施策に期待すること・重要なこととして「児童虐待やいじめ等に対する対策の充実」が 30.2%と４番目に高くなっています。

子どもの虐待について、より一層の理解を深めるよう普及・啓発を行うとともに、児童虐待の未然防止と早期発見を図るため、関係機関のネットワーク及び情報共有体制を強化し、相談者のニーズを的確に捉えたケースマネジメントが必要です。

子育て支援施策に期待すること・重要なこと（複数回答）

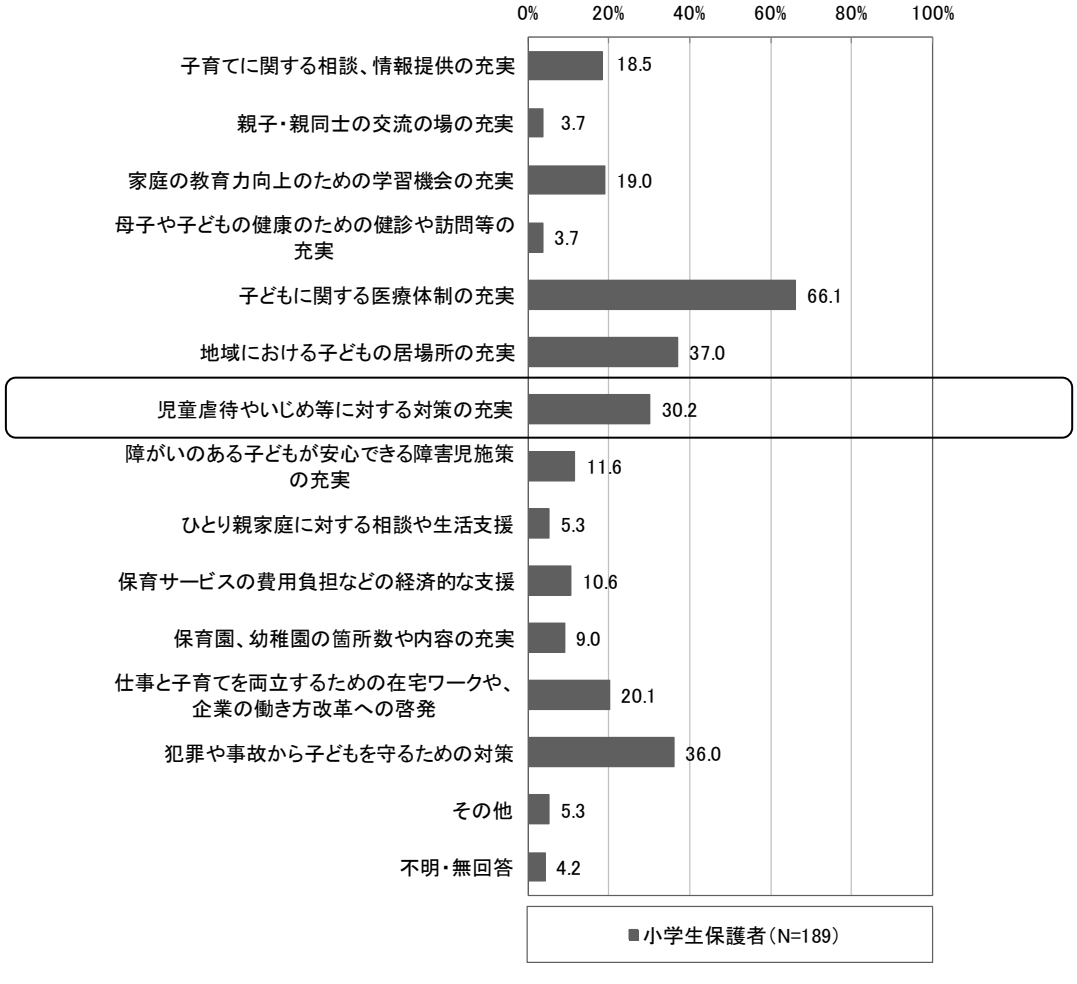

施策の方向

①虐待防止ネットワークの強化

具体的施策	施策内容	担当課
要保護児童対策地域協議会【再掲】	児童虐待などにより保護や支援を要する子ども・家庭に関する情報交換や支援の協議を行います。協議会は、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議の３層の会議で構成されています。また、虐待予防や早期発見について、地域住民への普及啓発や相談支援窓口を周知します。	こどもみらい課

②総合的な親と子の心の健康づくり対策

具体的施策	施策内容	担当課
幼児個別相談【再掲】	保護者からの子育てに関わる相談について、町保健師が相談にのります。また、月１回、公認心理師（臨床心理士）による個別相談を実施し、必要な助言等を行います。	健康推進課
乳児相談【再掲】	３ヶ月、６ヶ月、12 ヶ月の赤ちゃんを対象に「乳児相談」を実施します。それぞれの月齢で赤ちゃんの健康状態や、身長、体重などの発育状態を確認し、育児に関する相談を受け付け、必要に応じて相談事業等につなげます。	健康推進課
乳児健診【再掲】	４～５ヶ月、10～11 ヶ月児を対象に「乳児健診」を実施します。小児科医による赤ちゃんの診察や成長発達の確認のほか、離乳食や育児に関する相談を受け付け、必要に応じて相談事業等につなげます。	健康推進課
１歳６ヶ月児、３歳児健診【再掲】	１歳６ヶ月児健診、３歳児健診を実施します。小児科医師、歯科医師、保健師、栄養士、看護師等の専門職によって乳幼児期のお子さんの心身の健康状態を健診します。	健康推進課
ベビールーム【再掲】	年 12 回、乳児を対象とした育児支援教室で、ベビーマッサージを通して親子のスキンシップを図ります。また乳児を持つ母親同士の交流の場とし、育児不安を解消できるよう随時個別相談を実施します。	健康推進課
子育て講演会	臨床心理士による講演会を開催するとともに、母子保健推進員に対し、子育て支援に関する研修会を実施します。	健康推進課
育児支援教室「すまいる」【再掲】	幼児を対象に月１回、発達の課題に対する療育支援プログラムを実施します。また、育児不安の解消及び親子関係の健全な育成を図るために集団で親子遊びを実施します。	健康推進課
児童家庭相談	子育てに関するすべての相談の窓口です。随時受け付けており、必要に応じ、町の相談支援事業や児童相談所の支援につなぎます。	健康推進課
子育てひろば「すくすく」【再掲】	就園前の乳幼児（０歳～３歳中心）とその保護者、妊娠中の母親等が楽しく集い、友だちづくりや遊び、子育ての相談等を行う場です。平成 24 年に、いきいきプラザ草津内に開設されました。 高齢者のサロンとの同時開催により世代間交流を行っています。	社会福祉協議会

③在宅支援の充実

具体的施策	施策内容	担当課
保健師による家庭訪問	保健師による家庭訪問を、随時実施します。	健康推進課
母子保健推進員の訪問活動の強化	母子保健推進員の定例研修会の内容等の充実を図り、地域の支援体制を強化します。	健康推進課

（2）ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状と課題

離婚件数の増加などにともない、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立に課題が多く、家庭でも様々な問題を抱えているほか、経済的な不安を抱えるケースも少なくありません。

本町では、認定こども園の入所基準の優遇措置を行っており、今後も、ひとり親家庭の生活環境の向上を図るため、継続して支援を行うことが必要です。

施策の方向

①福祉サービス等利用に際しての配慮

具体的施策	施策内容	担当課
こども園の入所基準の配慮	草津町保育の必要性の認定基準における入所において、適切な配慮を行います。	こどもみらい課

（３）障がい児施策の充実

現状と課題

近年、子どもを取り巻く障がいの多様化、複雑化により、子どもの発育の遅れや障がいなどで悩んでいる保護者が少なからずみられます。発達障がいをはじめ、様々な障がいのある子どもが増加するなかで、障がいや発達の遅れの早期発見、早期治療を推進するとともに、円滑に療育へつなげていくことが重要です。

また、障がいの有無にかかわらず、幼児期から子ども同士が交流し、双方の意識の上での障壁を解消することが重要であるという考え方が広まりつつあり、障がいのある子どもや親の社会参加を促すために、乳幼児期から一貫した支援体制の充実が求められていますが、発達障がいなどは障がいに対する理解が十分であるとはいえない状況にあり、障がいに対する周囲の理解を深めていくことが重要です。

本町では、各種相談事業や情報提供のほか、さらなる支援体制の強化のため、認定こども園、学校職員などを対象とした発達障がいに関する研修会を実施するとともに、認定こども園においては障がい児の受け入れを行っています。

母子保健事業や認定こども園・学校などとの連携を強化し、一人ひとりの障がいの種類や程度に応じた柔軟な療育・教育を行うことができる体制の整備に努める必要があります。

また、障がいのある子どもが地域で安心してともに生活できるよう、サービスを充実し、障がいのある子どもがいる家庭の子育てを支援することが必要です。

施策の方向

①乳幼児健康診査や学校における健康診断等の推進

具体的施策	施策内容	担当課
乳児相談【再掲】	３・６・12 ヶ月児を対象に、年 12 回、疾病・障がい等のハイリスク児を把握し、相談事業や療育支援につなげます。	健康推進課
乳児健診【再掲】	４・５ヶ月児、10・11 ヶ月児を対象に年６回、小児科医による診察、保健指導、栄養指導を実施し疾病・障がい等のハイリスク児を把握し、相談事業や医療支援につなげます。	健康推進課
１歳６ヶ月児、３歳児健診【再掲】	１歳６ヶ月児健診、３歳児健診における問診項目に発達障がいの早期発見のための項目を取り入れています。また、臨床心理士による個別相談を行います。	健康推進課
５歳児運動健診の実施	小学校への入学にあたり、就学予定児童となる５歳児の発達の特性を運動健診を中心に把握し、園から学校への橋渡しを行います。	健康推進課 教育委員会

②適切な医療・福祉サービスの充実、及び教育支援体制の整備

具体的施策	施策内容	担当課
保健師による家庭訪問【再掲】	保健師による家庭訪問を、随時実施します。	健康推進課
幼児個別相談【再掲】	保護者からの子育てに関わる相談について、町保健師が相談にのります。また、月１回、公認心理師（臨床心理士）による個別相談を実施し、必要な助言等を行います。	健康推進課
地域療育相談事業（県）の活用	療育支援が必要と判断された場合に、県の療育相談事業等へつなぎます。	健康推進課
５歳児運動健診の実施【再掲】	小学校への入学にあたり、就学予定児童となる５歳児の発達の特性について運動健診を中心に把握し、園から学校への橋渡しを行います。	健康推進課 教育委員会

③認定こども園における障がい児の受入れ

具体的施策	施策内容	担当課
障がい児の受け入れ	認定こども園において、障がい児（グレーゾーンの児童含む）の受け入れを行います。	こどもみらい課

第５章　計画の推進体制

本計画は子育て支援策を総合的・一体的に進める計画であり、多様な分野に渡るものです。関連分野における多様な部局・機関等と連携を図りながら、全町的な体制で計画を推進します。また、子育て支援の推進に向けて、行政や関係機関だけでなく、地域全体での取組も必要となります。子育て家庭をはじめ、教育・保育機関、学校、地域の各種団体、企業と連携・協力し、計画を推進します。また、広報誌やホームページ、ガイドブックなどにより、子育て支援に関する広報啓発に努め、住民の理解と協力を得て各施策を推進します。

本計画は、草津町子ども・子育て会議を通じて、評価、検証を行うものとし、変化の激しい社会状況に柔軟に対応し、変更等の必要が生じた際には適宜見直しを行うものとします。

資　料　編

1　草津町子ども・子育て会議設置要綱

（設置）
第1条　子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども･子育て支援に関し、子どもが主体となって学び育つことが出来る子育て支援対策を協議するため、草津町子ども・子育て会議(以下「子ども･子育て会議」という。)を設置する。
（所掌事項）
第2条　子ども･子育て会議は、次に掲げる事項について調査･審議する。
(1)　草津町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
(2)　子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
(3)　子ども･子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
(4)　草津町次世代育成支援行動計画の評価に関すること。
(5)　全各号にかかげるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。
（組織）
第3条　子ども･子育て会議は、委員16人以内で組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
(1)　子どもの保護者
(2)　子ども・子育て支援に関する事業に関係する者
(3)　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
(4)　その他町長が必要と認める者
（任期等）
第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　委員は、再任されることができる。
（会長及び副会長）
第5条　子ども･子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
2　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第6条　子ども･子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。
2　子ども･子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
3　子ども･子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（関係者の出席）
第7条　子ども･子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）
第８条　子ども･子育て会議の庶務は、愛町部こどもみらい課において処理する。
（委任）
第９条　要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則
この要綱は、平成２６年　１月　１日から施行する。
この要綱は、平成３１年　４月　１日から施行する。

２　計画策定の経緯

時　　期	内　　容
令和元年 10 月 18 日～ 令和元年 11 月 1 日	アンケート調査実施 ・町内在住の、就学前児童と小学生を持つ世帯・保護者への調査
令和 2 年 3 月 10 日～ 令和 2 年 3 月 27 日	草津町子ども・子育て会議 （新型コロナウイルス感染症対策のため、書面会議による）

３　草津町子ども･子育て会議　委員名簿

令和２年３月　現在

番号	職　名	役　職　及　び　団　体　名　等	氏　　名
1	会　　長	草津町議会民教土木常任委員会委員長	金丸　勝利
2	副 会 長	学識経験者	中澤　　隆
3	委　　員	草津町議会民教土木常任委員会副委員長	中澤　広夫
4	委　　員	草津町民生児童委員主任児童委員	黒岩　ますみ
5	委　　員	草津町民生児童委員主任児童委員	松村　節子
6	委　　員	草津町区長会会長	桜井　宏樹
7	委　　員	ベルツこども園保護者会長	宮寄　美和子
8	委　　員	草津小学校長	丸山　三美
9	委　　員	草津小学校ＰＴＡ会長	菅間　清司
10	委　　員	草津町副町長	福田　隆次
11	委　　員	草津町教育長	吉田　秀男
12	委　　員	草津町社会福祉協議会事務局長	藤田　裕次
	事務局長	こどもみらい課長	山本　琢夫
	事務局次長	教育委員会事務局長	石坂　恒久
	事 務 局	教育委員会事務局　主任	山口　哲也
	事 務 局	健康推進課　保健師	白鳥　千春
	事 務 局	こどもみらい課　係長	山口　貴行

第２期草津町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和２年３月
発 行 者：草津町 こどもみらい課
〒377-1711
群馬県吾妻郡草津町大字草津字白根国有林 158 林班
（ベルツこども園）
ＴＥＬ：0279-88-3738
ＦＡＸ：0279-88-3289